

第160期 定時株主総会兼
普通株主様による種類株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

	ページ
事業報告	
「新株予約権等に関する事項」	1
「業務の適正を確保するための体制」	2
「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」	5
連結計算書類	
「連結持分変動計算書」	8
「連結注記表」	10
計算書類	
「株主資本等変動計算書」	33
「個別注記表」	34
ご参考	
「サステナビリティへの取り組み」	43
「コーポレートガバナンスの状況」	45

日本板硝子株式会社

電子提供措置事項のうち、上記の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、書面交付請求をいただきました株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

新株予約権等に関する事項

当事業年度末日において取締役・執行役が保有する職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

区分	名称	発行価額	行使価額	行使期間	新株予約権の個数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	保有者数
当社取締役（社外取締役を除く。） ・執行役	2008年9月発行 新株予約権 （株式報酬型）	1株につき 4,975.1円	1株につき 1円	自 2008年9月28日 至 2038年9月27日	0個	普通株式0株 （新株予約権1個につき 普通株式100株）	0名
	2009年9月発行 新株予約権 （株式報酬型）	1株につき 2,551.2円	1株につき 1円	自 2009年10月1日 至 2039年9月30日	0個	普通株式0株 （新株予約権1個につき 普通株式100株）	0名
	2010年9月発行 新株予約権 （株式報酬型）	1株につき 1,394.2円	1株につき 1円	自 2010年10月1日 至 2040年9月30日	0個	普通株式0株 （新株予約権1個につき 普通株式100株）	0名
	2011年10月発行 新株予約権 （株式報酬型）	1株につき 1,262.8円	1株につき 1円	自 2011年10月15日 至 2041年10月14日	0個	普通株式0株 （新株予約権1個につき 普通株式100株）	0名
	2012年9月発行 新株予約権 （株式報酬型）	1株につき 214.3円	1株につき 1円	自 2012年9月29日 至 2042年9月28日	84個	普通株式8,400株 （新株予約権1個につき 普通株式100株）	1名
	2013年10月発行 新株予約権 （株式報酬型）	1株につき 882.8円	1株につき 1円	自 2013年10月16日 至 2043年10月15日	175個	普通株式17,500株 （新株予約権1個につき 普通株式100株）	2名
	2014年9月発行 新株予約権 （株式報酬型）	1株につき 900.9円	1株につき 1円	自 2014年10月1日 至 2044年9月30日	109個	普通株式10,900株 （新株予約権1個につき 普通株式100株）	2名
	2015年9月発行 新株予約権 （株式報酬型）	1株につき 749.6円	1株につき 1円	自 2015年10月1日 至 2045年9月30日	191個	普通株式19,100株 （新株予約権1個につき 普通株式100株）	2名
	2016年10月発行 新株予約権 （株式報酬型）	1株につき 656.29円	1株につき 1円	自 2016年10月15日 至 2046年10月14日	279個	普通株式27,900株 （新株予約権1個につき 普通株式100株）	2名
	2017年9月発行 新株予約権 （株式報酬型）	1株につき 775.06円	1株につき 1円	自 2017年9月30日 至 2047年9月29日	290個	普通株式29,000株 （新株予約権1個につき 普通株式100株）	2名
	2018年7月発行 新株予約権 （株式報酬型）	1株につき 1,117.66円	1株につき 1円	自 2018年7月27日 至 2048年7月26日	259個	普通株式25,900株 （新株予約権1個につき 普通株式100株）	2名
2019年7月発行 新株予約権 （株式報酬型）	1株につき 669.97円	1株につき 1円	自 2019年7月25日 至 2049年7月24日	308個	普通株式30,800株 （新株予約権1個につき 普通株式100株）	2名	
合計	—	—	—	—	1,695個	普通株式169,500株	2名

業務の適正を確保するための体制

執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

1. 当社の執行役及び従業員並びに当社の子会社の取締役、監査役及び従業員（以上を総称して、「当社グループの役職員」といいます。）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ NSGグループ経営指針「Our Vision」に基づき、当社グループとしてコンプライアンスの徹底及び企業倫理の維持を図るとともに、企業の社会的責任を積極的に果たし、持続可能（サステナブル）な発展を目指します。
- ・ NSGグループ経営指針「Our Vision」の下、法令・社内規則の遵守及び企業倫理に関する事項を定めた「NSGグループ倫理規範」を制定し、重要な社内規程（グループポリシー、規程、手順等）とともにこれらを当社グループの情報ネットワークを通じて当社グループの役職員へ継続的に周知し、教育活動を行います。
- ・ 各法令・社内規則の所管部門は、内部監査部門とともにその所管する法令、規則等の遵守状況を確認し、監査委員会に報告します。
- ・ 最高倫理・コンプライアンス責任者を任命するとともに、その下に倫理・コンプライアンス所管部門（「倫理・コンプライアンス部門」）を設置し、当社グループ全体における倫理・コンプライアンス体制を構築・維持します。
- ・ 倫理・コンプライアンス部門は、当社グループ全体について：
 - ▶ 各地域の倫理・コンプライアンス担当部門との連携を通じて、厳格な基準によりコンプライアンスを推進するとともに、倫理・コンプライアンスに関連する事項の周知、啓蒙活動を行い、
 - ▶ 必要に応じて内部監査を含む内部統制部門と協働して監査を行います。
- ・ 倫理・コンプライアンス部門は、経営会議のみならず、監査委員会に対しても報告責任を有するものとします。
- ・ 業務執行における通常の指揮命令系統から独立した外部機関を窓口とする懸念事項に係る報告・相談ホットラインをグループレベルで設置することで、当社グループに係る倫理・コンプライアンス上の問題を迅速に発見し、当該問題に適切に対処できる体制を確保します。
- ・ 倫理・コンプライアンス部門は、懸念事項に係る報告・相談ホットラインの整備の状況、運用及び報告・相談があった問題に関して、定期的に又は適宜、監査委員会に対して報告する責任を有します。
- ・ 当該報告・相談については、法律の定める範囲内において匿名で行うことができるものとし、当該報告・相談を行った者に対して、人事上の処遇等に係るいかなる不利益も及ばないことを明示的に保証します。

2. 当社グループに係る損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・ 企業活動上発生するリスクへの対処について定める社内規程を制定し、当社グループのリスクを全社的及び網羅的に把握し管理します。この全社的なリスク管理のプロセスを効果的に推進するため、経営会議の下に、代表執行役を長とし、最高リスク責任者が主宰する戦略的リスク委員会を設置し、主要リスクの特定、評価、対応の状況等をレビューし、グループにおけるリスク管理のフレームワークの適正を保証し、経営会議及び監査委員会に対して報告を行います。
- ・ 当社グループに係る健康、安全、倫理・コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ、資金運用、原材料調達、研究及び事業開発、与信管理、人材開発及びリテンション、デジタル変革、並びにその他のグループの現況及び中長期の方向性に関して重要な個別のリスクについて、その扱いを定める社内規程を制定し、それぞれの担当部署は、これに従い当該リスクを管理します。
- ・ 重要な倫理・コンプライアンス事項については、倫理・コンプライアンス部門が法務部門及び内部監査部門を含む他の内部統制部門と協働して、関連する社内規程の整備を含め、当社グループのコンプライアンスに係るリスク管理を行います。
- ・ グループレベルで、必要に応じて、リスク分散措置や保険付保等を管理、実施します。特にグループの保険付保については社内規程を整備し、これによりグローバルに適用される保険付保に取り組み、每期これを更新することで、グループの重要なリスクの移転が確実に行われるように努めます。
- ・ グループレベル又は地域レベルにおける重大事故に備え、対応するためのリスク管理に係る社内規程を整備します。
- ・ 当社グループを構成する各法人レベルに関するものを含め、当社グループの財務報告が適時適正に行われ、また、当社グループの財務及びその他の事項に関する適時適正な情報開示が行われるための体制を整備、確保するとともに、そのために必要な社内規程を整備し、当社グループの財務報告及び情報開示の透明性及び適正性を確保します。
- ・ グループレベルで活動する内部監査部門をおき、当該部門は、執行各部門から独立した立場で監査を行い、グループのリスク管理体制の実効性、効率性を保証します。内部監査部門の策定する監査計画並びに内部監査部門の役割、職務及び責任を定める基本規程の策定及び変更、及び内部監査部門の長の人事は、監査委員会の事前同意を得るものとします。

3. 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・ 執行役の職務執行に係る文書、記録類その他の情報については法令、社内規程に従い適切に保存及び管理を行います。

4. 当社グループの役職員の職務の執行が効率的かつ効果的に行われることを確保するための体制

- ・ 取締役会の定める当社グループの中長期計画に基づき、年度目標をグループ内で明確化し、一貫した方針管理を行います。
- ・ 取締役会は、グループベースにおいてサステナビリティの基本方針を定め、その浸透、実施状況を監督します。
- ・ 取締役会は、法令の定める範囲内で、業務執行の意思決定を執行役に委任します。
- ・ 主要な執行役をメンバーとする経営会議を設営し、その審議により、取締役会において策定する当社グループの方針、目標等の下、執行役が効率的かつ効果的に当社グループのビジネスに関する事項について迅速果断な意思決定をできるよう支援します。
- ・ 取締役会においてカンパニーセクレタリーを選任し、カンパニーセクレタリーは、取締役会と執行部門の間の独自の立場において：
 - ▶コーポレートガバナンスに関する事項に関する取締役への支援；
 - ▶株主総会及び当社の株式に関する事項；
 - ▶取締役会及び取締役会の設置する各委員会の効率的な機能の発揮のための支援；
 - ▶取締役会と当該委員会、取締役会（各委員会）と執行部門間の適切な情報の共有及び一貫性の確保；
 - ▶取締役会の機能発揮に向け、有効なプロセスを検証し、またそのためのイニシアチブの検討、推進のための支援等の役割を担います。
- ・ 取締役会による決議、及び職務・業務分掌、権限に関する社内規程に従い、執行役その他の当社グループの役職員の当社グループにおける担当業務、職務権限を明確にします。
- ・ 経営会議に関する社内規程など各種会議体等に係る規程を定め、その審議基準、プロセスに従い、当社グループのビジネスに関する事項について意思決定を行います。
- ・ IT技術を活用して、業務の効率性向上のためのシステム構築を推進します。

5. 当社グループにおける報告体制

- ・ 当社の基本的なグループガバナンスを定めるために、グループガバナンスに関する基本方針を定め、これにより、地域又は法人にかかわらず事業部門及びファンクションごとに、グループ内部の指示命令関係を含むグループレベルにおいて統合された報告体制を構築します。
- ・ 関係会社の管理に係る社内規程を制定し、関連する執行役及び事業部門の責任並びにファンクションによる支援に関する責任を含む関係会社の報告管理体制を整備し、また、特に重要な関係会社については、当該関係会社ごとに、内部監査、経理、財務、税務、人事、労務、年金、安全衛生、法務、倫理・コンプライアンス及び環境等に係る事項並びにそれらに関するリスク状況に関する報告が、当社に対して定期的に行われることを確実にします。
- ・ 内部監査部門は、グループベースで内部監査を実施し、取締役及び執行役に報告を行います。

6. 監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査委員会は、取締役会が果たす監督機能の一翼を担うものとして、本内部統制システムの構築に関する基本方針に基づき、
 - ▶ 執行役により当社グループの内部統制システムが適切に構築、整備、運用されているかどうか、
 - ▶ さらには当該基本方針自体に問題がないかどうか、という側面から、取締役及び執行役の職務執行について監査を行います。
- ・ このような監査を実効的なものにするため、
 - ▶ 監査委員会は、経営会議その他業務執行に係る重要会議へ監査委員を出席させることができます。また同委員会は、それらの会議体での議論に代る重要な意思決定過程が採られる場合、当該意思決定過程に関する情報にアクセスすることができます。
 - ▶ 監査委員会は、必要に応じ、当社グループの事業部門、ファンクションを所管する執行役及びその他当社グループの役職員のうち重要な職位にある者から、その職務の執行の状況に関して、ヒアリングをします。
 - ▶ 監査委員会は、各リスクを所管する部署より、主として当社グループの次に掲げる事項に係るリスクの状況について、定期的に報告を受けます。
 - サステナビリティ、内部監査、リスク管理、経理、財務、税務、人事、労務、年金、安全衛生、IR、法務、倫理・コンプライアンス及び環境等
 - ▶ 監査委員会は、経営会議資料、稟議書等、重要書類を閲覧できます。
 - ▶ 監査委員会は、担当執行役より、四半期決算・期末決算について、取締役会への報告、承認等の前に説明を受けます。
 - ▶ 監査委員会は内部監査部門、会計監査人と定期的に会合を持ち、必要な情報を収集します。
 - ▶ 監査委員は、本号冒頭に記載する監査委員会監査の目的に照らして、なお必要と判断する場合は、自ら、主要な国内外における当社グループの事業所の業務及び財産の現況を往査します。

7. 当社グループの役職員が当社の監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制

- ・ 当社の取締役及び執行役は、次の場合、直ちにその事実を監査委員会に対し報告を行います。
 - ▶ 当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合
 - ▶ 当社グループの役職員が法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがあると考えられる場合
- ・ 前号の定めにかかわらず、監査委員会は、その監査にあたって必要と判断する場合、当社グループの役職員に対して報告を求めることができます。
- ・ 監査委員会に対して以上の報告を行った者に対して、当該報告を行ったことを理由とする人事上の処遇等に係るいかなる不利益も及ばないことを明示的に保証します。

8. 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び従業員に関する事項

- ・ 監査委員会の職務を補助するため監査委員会室を設置し、必要とする員数のスタッフ（「監査委員会付スタッフ」）を配置します。
- ・ 監査委員会付スタッフは、監査委員会又は監査委員の指示の下、
 - ▶ 自ら、又は関連部門と連携して、監査対象事項を調査、分析又は報告するとともに、
 - ▶ 必要に応じて、当社グループの主要な国内外事業所の業務及び財産の現況に関する監査委員会による往査を補佐します。

9. 前号の取締役及び従業員の当社の執行役からの独立性に関する事項並びにこれらの取締役及び従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・ 監査委員会付スタッフの人事に関する事項については、監査委員会に事前に報告され、その同意を必要とします。
- ・ 監査委員会付スタッフの長は、当社グループの執行に関わる役職を兼務せず、監査委員会の指揮命令権のみに服します。

10. 監査委員の職務の執行（監査委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ・ 監査委員が、その職務の執行について、その費用の前払いの請求その他の会社法第404条第4項各号に掲げる請求を当社に対して行ったときは、当社が、当該請求に係る費用又は債務が当該委員の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、当該請求を拒むことができないものとします。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 当社グループの倫理・コンプライアンスに関する取り組み

- ① 当社グループの倫理規範は、法令及びすべての主要な社内規程の遵守から、従業員が職場で期待される倫理的行動まで幅広くカバーし、イントラネットで共有されています。当期においては、AIや人権、DEI（多様性、公平性、包摂性）といった事項等を中心に、本倫理規範を改定しました。
- ② 倫理・コンプライアンスホットラインをはじめとする懸念事項報告制度を整備しています。機密性が求められる当該ホットラインは適切な第三者機関によって運営され、いつでも、誰からでも、また匿名でも（法令で禁じられている場合を除きます）、報告を受け付けます。当該ホットラインは多言語に対応しています。懸念事項報告制度に関する社内規程については、グループ倫理・コンプライアンス部が定期的にレビューを行い、適切な運用、周知に努めています。すべての報告は、社内規程に従い調査等の適切な対応がなされ、また、真摯に報告した個人に対する報復は、明示的に禁止されています。当期における報告件数は265件でした。
- ③ 倫理規範では、国際的に宣言された人権の尊重を明示しています。さらに、グループ人権ポリシーでは当社グループの事業に関わる人権課題を特定するとともに、それぞれの課題に対するコミットメントを明確にしています。人権にかかるいかなる懸念についても、懸念事項報告相談制度を通じて、報告、相談することが可能です。報告、相談された内容については、上記②に記載のとおり、しかるべく対応されます。
- ④ 執行役であるグループ倫理・コンプライアンスオフィサー（CE&CO）を任命しています。CE&COの下、グループ倫理・コンプライアンスディレクターが、グループの倫理・コンプライアンスプログラムを統括し、各地域担当マネージャーが各地域のSBUやファンクションの倫理ネットワーク（倫理アンバサダーおよびチャンピオン）*と協力して、それぞれの主要地域において組織全体に倫理・コンプライアンス文化を根付かせ、その地域ごとのリスクの適切な管理を図ることに努めています。
*グローバル倫理ネットワークは、当社グループ全体の倫理的なカルチャーを一段と高め、コンプライアンスリスクをモニタリングすることを目的としています。倫理ネットワークは、地域の「倫理アンバサダー」に任命されたシニアマネージャーと、「倫理チャンピオン」によって構成されます。両者は、担当する地域や部署で倫理・コンプライアンスを主導・推進することで、倫理規範を普及・促進させるための重要な役割を担います。また、倫理規範がビジネスに根付くことへのサポートも行います。
- ⑤ 2022年3月期から、毎年、倫理・コンプライアンスに対する意識醸成を目的としてグループ共通の倫理・コンプライアンス週間を設定し、当社グループにおける倫理・コンプライアンス活動の周知、教育を中心としたコミュニケーション、アンケート調査等の取り組みを実施しています。当期の倫理・コンプライアンス週間のテーマは、上記の改定版倫理規範でした。また、倫理コンプライアンス部各地域担当マネージャーは、グループの各主要事業所を訪れ、現場の従業員に対するより直接的なコミュニケーションを図る取り組みを実施しています。
- ⑥ 競争法遵守や贈収賄・汚職防止といった一定のハイリスク分野における事項については、指定のオンラインシステムを通じた報告又は関連SBU若しくはファンクションの責任者及び倫理・コンプライアンス部の事前承認を求めています。また、すべての従業員に対して、利益相反事項についてオンライン等で報告を求めています。
- ⑦ 贈収賄・汚職防止に関する一定のリスク基準を満たすエージェント、コンサルタント、合弁事業のパートナーといった第三者をモニターしています。
- ⑧ グループ倫理・コンプライアンス部は、すべての必要な制裁リストに照らし、取引先をグローバルベースで日常的にスクリーニングしています。
- ⑨ グループ倫理・コンプライアンス部は、当社グループの複数の拠点において、米国C-TPAT（テロ行為防止のための税関産業界提携プログラム）やAEO（認定通関業者プログラム）といった貿易関連プログラムへの参加を実施しています。これらは、税関法令の遵守徹底のみならず、サプライチェーンや安全に対する当社グループのコミットメントを示すものです。
- ⑩ 競争法遵守や贈収賄・汚職防止のキーロールに該当する者に対し、年度関連教育を実施しています。加えて、地域やポジションに応じ、倫理規範、EU一般データ保護規則（GDPR）、情報セキュリティ、不正及びダイバーシティ、エクイティ&インクルージョン等に関するオンライントレーニングを入社時又は年度ごとに実施しています。
- ⑪ グループ倫理・コンプライアンス部は、倫理・コンプライアンス短信を定期的に発行しています。当該短信は、19か国語に翻訳され、イントラネットで共有されています。加えて、同部の各地域担当マネージャーは、それぞれの地域の従業員に対して地域版倫理・コンプライアンスニュースレターを発行し、広く倫理・コンプライアンスに関する啓発、教育、コミュニケーションに努めています。
- ⑫ グループ倫理・コンプライアンス部は、重要な倫理・コンプライアンス事項について関連SBU長やファンクション長と共有するとともに、監査委員会に対し定期的に実績やアクションプランの報告を行っています。
- ⑬ 倫理・コンプライアンスプログラムの有効性をより確実なものとするため、倫理・コンプライアンスの活動に関し、いくつかの分野について数値目標を設定するなど、具体的な目標を設定し、管理しています。

(2) 当社グループのリスク管理に関する取り組み

- ① 「グループポリシー、プロシージャー/ マニュアル、ガイドライン等の管理に関するグループポリシー」を制定し、全体的なグループポリシーの体系、構造、責任や適用関係について整理しています。
- ② 「グループリスクマネジメントに関するポリシー」を制定し、当該ポリシーに基づき、毎期、グループとして管理すべき重大なリスクを識別・評価し、適切な対応ができているかを確認しています。当期においては、同ポリシーの関連プロシージャーとして「グループリスクマネジメントに関するプロシージャー」を制定し、リスク選好・リスク許容度を含むグループのリスク管理の枠組み及び各組織の役割・責任をより明確化しています。
- ③ CEO以下の執行役等をメンバーとする戦略的リスク委員会を設け、また執行役の中から最高リスク責任者(CRO)を選任しています。戦略的リスク委員会は、全社的リスク管理に関するフレームワークを決定し、それに基づき、当社グループに重大な影響を及ぼし得るハイレベルリスクの特定と評価を行います。そしてこれらのハイレベルリスクに関連する各事業部門及び事業部門をサポートするファンクション部門の対応措置を評価するとともに、リスク緩和策を承認し、その進捗状況を継続的にモニタリングしています。CROは、戦略的リスク委員会の全ての会合を主宰し、また本委員会を代表し、当社グループの内部統制の基本システム及びリスクマネジメント体制の有効性等について経営会議及び監査委員会に対し、定期的に報告を行い、そのレビューを受けています。
- ④ 当期において当委員会は3回開催され、重大リスク、継続的にレビューを行っている上記のフレームワークの見直しの検討、グループ保険を含むリスク対応措置の最適化や改善活動の達成状況のモニタリング、及びボトムアップでのリスク管理プロセスの進捗確認等を行いました。
- ⑤ 当社グループの各事業部門及び事業部門をサポートするファンクション部門は、それぞれ当該業務の遂行に付随するリスクの管理を実施し、戦略的リスク委員会に定期的に、又はその要請に応じて、報告しています。
- ⑥ 内部監査部は、このような全社的リスクマネジメントの効率性に関し、独立した立場からアシュアランスを提供する役割を担います。
- ⑦ 各事業部門及びファンクション部門単位において行われるリスク管理に加えて、グループを構成する各法人の観点から特に重要なリスクについて識別、管理することを目的に、「グループ関係会社管理ポリシー」を策定し、グループ会社ごとの重要なリスクを網羅的に把握、管理し、その結果については担当執行役から経営会議及び取締役会に定期的に報告しています。同ポリシーの関連プロシージャーとして「グループ関係会社管理プロシージャー」を制定し、関係会社のガバナンスにかかる所管執行役や各会社の取締役の責任をより明確化しています。
- ⑧ 「NSGグループ保険に関するポリシー」を制定し、自然災害による損失等のリスクを把握し、戦略的リスク委員会の監督の下、グローバル保険プログラムにより、毎期、包括的な保険付保をグループレベルで実施し、又は見直しています。
- ⑨ 「NSGグループ事業継続管理ポリシー」及び「重大インシデント管理ガイドライン」に基づき、重大な事故や災害等のインシデント発生に備えて、各事業所に重大インシデント管理チームを組織し、事業所ごとに重大事故管理計画書を作成しています。また、「重大インシデント 報告とコミュニケーションに関するポリシー」を制定し、事故や災害等の重大インシデントに対して、グループとして、タイムリーかつバランスの取れた形で一貫した対応ができる体制を強化しています。
- ⑩ 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、「NSGグループ記録保存に関するポリシー」及び「NSGグループ情報セキュリティポリシー」に基づいて実施しています。

(3) 当社グループの効率的かつ効果的な経営の確保に関する取り組み

- ① 取締役会の策定した方針及び目標を効率的かつ的確に実現するため、代表執行役社長の諮問機関として、経営会議を設置しています。経営会議は当期において14回開催されました。
- ② 取締役会の策定した「NSGグループ サステナビリティ基本方針」のもと、当社グループのサステナビリティ戦略を設定し、その活動を統括するとともに、ステークホルダーとの効果的なコミュニケーションを確実にものとするため、サステナビリティ委員会を設置しています。サステナビリティ委員会は当期において3回開催され、グローバルに活動状況をレビューしました。
- ③ 監督と執行の分離を促進することで、取締役会の執行に対する監督としての役割、職責を強化するとともに、執行役に対し必要な権限委譲を行い、経営の透明化及び経営の迅速化を図っています。
- ④ 取締役会の決議により、カンパニーセクレタリーを選定しています。カンパニーセクレタリーは、取締役会及び委員会が適切に機能するための支援を一元的に行い、ガバナンス全般に関する職務において責任を負います。そのため、カンパニーセクレタリーは、取締役会と執行部の間における独自の立場として、双方の効果的なコミュニケーションを確保する役割を担います。
- ⑤ 代表執行役から各地域の事業部門長までの役割及び権限を明確にした規程を制定し、市場や環境等の変化に対応した業務執行の意思決定を適時適切に行える体制を運営しています。
- ⑥ 効率的かつ効果的な職務執行に役立てるため、中長期計画及び年度計画といった経営計画に対する実績管理並びに設備投資など、職務執行における承認フローをシステム化しています。
- ⑦ 「グループ組織ガバナンス基本方針」を制定し、各事業部門とファンクション部門の位置づけや両者の相互関係を含む経営体制全般、及び組織改編等にかかる取締役会と執行の権限関係を整理しています。事業部門及び事業部門をサポートするファンクション部門ごとに組織表を策定し、報告ラインを明確にして、報告体制を運用しています。
- ⑧ 機敏かつ強靱な経営体制の確立、会議コストの最小化と効率の最大化を目指し、各種会議体の見直しを行っています。

(4) 当社グループの監査の実効性確保に関する取り組み

- ① 内部監査部は、監査委員会の同意を得た年度監査計画に基づき、グループベースで内部監査を実施しています。内部監査部は、執行各部門から独立した立場で監査を行い、グループのリスク管理及び内部統制システムの実効性を評価する役割を担います。監査の結果は、監査委員会、執行役及び会計監査人に報告しています。当期においては、財務報告に係る内部統制の有効性監査やITシステム等におけるリスクベース監査を実施しました。
- ② 内部監査部門の役割・職務・責任を定める基本規程は、策定および変更の際に監査委員会の同意を必要としています。これにより、監査委員会の関与を確保するとともに、内部監査部門の独立性および監査の実効性向上を図っています。
- ③ 内部監査部門の長の人事は、監査委員会の事前同意を得る体制としており、内部監査の独立性が確保されています。
- ④ 監査委員会の職務を補助する専任の監査委員会付スタッフ2名を配置しており、監査委員会への報告及び情報提供を実施しています。
- ⑤ 監査委員及び監査委員会付スタッフは、監査の実効性を高めるため、経営会議をはじめとする社内の重要会議に出席しています。また、監査上必要な重要書類等の閲覧権が確保されています。
- ⑥ 監査委員会は執行役、内部監査部その他内部統制所管部門と定期的な会合を持ち、執行役等の職務執行や内部監査の状況、及び内部統制システムの構築・運用の状況等に関して報告聴取や意見交換を実施しています。当期においては、7名の執行役にインタビューを実施し職務遂行状況等を確認しました。また、倫理・コンプライアンス、リスク管理、財務報告に対する内部統制を含む、内部統制システムの整備・運用状況について、内部統制所管部門からの報告聴取を通じて確認し、検証しました。
- ⑦ 監査委員会は会計監査人と定期及び都度の会合を持ち、監査上の重要な論点や課題等に関して緊密なコミュニケーションを実施しています。
- ⑧ 監査委員会は、当社グループの主要な事業所のうち特に必要と判断した事業所に対して、往査又はオンラインシステムを活用した監査を実施しています。当期においては、6つの事業所（国内2事業所・海外4事業所）に対して往査を行いました。

連結持分変動計算書

(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分					
	資本金	資本剰余金	自己株式	新株予約権	利益剰余金	利益剰余金 (IFRS移行時の 累積換算差額)
2025年4月1日期首残高	116,892	155,853	△44	258	△60,280	△68,048
当期包括利益：						
当期利益					4,421	
その他の包括利益					4,059	
当期包括利益合計	—	—	—	—	8,480	—
超インフレの調整					9,464	
所有者との取引額：						
配当金					△1,950	
譲渡制限付株式報酬	21	22				
自己株式の取得			△1			
子会社の支配喪失に伴う 変動額						
所有者との取引額合計	21	22	△1	—	△1,950	—
2026年3月31日期末残高	116,913	155,875	△45	258	△44,286	△68,048

	親会社の所有者に帰属する持分					非支配持分	資本合計
	在外営業 活動体の 換算差額	その他の包 括利益を通 じて公正価 値を測定す る金融資産 の公正価値	キャッシ ユ・フロ ー・ヘッジ の公正価値	その他の 包括利益 累計額	親会社 所有者に 帰属する 持分合計		
2025年4月1日期首残高	△22,020	△10,841	△3,705	△36,566	108,065	34,346	142,411
当期包括利益：							
当期利益				－	4,421	1,090	5,511
その他の包括利益	18,000	7,568	1,556	27,124	31,183	△5,696	25,487
当期包括利益合計	18,000	7,568	1,556	27,124	35,604	△4,606	30,998
超インフレの調整				－	9,464	7,764	17,228
所有者との取引額：							
配当金				－	△1,950	△2,352	△4,302
譲渡制限付株式報酬				－	43		43
自己株式の取得				－	△1		△1
子会社の支配喪失に伴う 変動額				－	－	△858	△858
所有者との取引額合計	－	－	－	－	△1,908	△3,210	△5,118
2026年3月31日期末残高	△4,020	△3,273	△2,149	△9,442	151,225	34,294	185,519

連 結 注 記 表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1. 連結計算書類の作成基準

連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準に準拠して作成しています。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略しています。

2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数は159社であり、主要な連結子会社の名称は、日本板硝子ビルディングプロダクツ(株)、日本板硝子S&S(株)、Pilkington United Kingdom Limited、Pilkington Automotive Limited、Pilkington Technology Management Limited、Pilkington Deutschland AG、Pilkington Automotive Deutschland GmbH、Pilkington Automotive Poland Sp. z. o. o.、Pilkington Italia S.p.A.、NSG Glass North America, Inc.、Pilkington North America, Inc.、Vidrieria Argentina S.A.、Pilkington Brasil Limitada、NSG Vietnam Glass Industries Limited、NSG Holding (Europe) Limited、NSG UK Enterprises Limited、Pilkington Group Limited、Vidrios Lirquen S.A.であります。

3. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用したジョイント・ベンチャー及び関連会社の数及びこれらのうち主要な会社等の名称

持分法適用会社は、ジョイント・ベンチャー及び関連会社16社（Cebrace Cristal Plano Limitada他15社）です。

4. 会計方針に関する事項

(1) 金融商品の評価基準及び評価方法

当社グループは、金融商品（金融資産及び負債）を主に以下の通り、償却原価で測定する金融資産及び負債並びにその他の包括利益を通じて公正価値を測定する金融資産の各カテゴリーに分類しています。

当社グループの経営者は、当初認識時に金融資産の分類を決定し、期末日ごとに分類が適切かどうかについての再評価を行っています。こうした金融資産の分類の決定及び再評価に際しては、当該金融資産にかかる契約上のキャッシュ・フローの特性と、当該金融資産を保有するための事業モデルが考慮されます。

(a) 償却原価で測定する金融資産及び負債

このカテゴリーに分類される金融資産は、当社グループの連結貸借対照表において、売上債権及びその他の債権として計上されています。売上債権及びその他の債権は、支払額が固定もしくは決定可能なデリバティブ以外の金融資産で、活発な市場における公表価格が存在しないものです。当社グループが貨幣、財貨もしくは役務を相手先に直接提供し、その結果発生する債権を売買する意図を持たない場合、当該債権はこのカテゴリーに分類されます。このカテゴリーに分類される金融資産は、期末日から12ヶ月を超えて満期日が到来するため非流動資産に計上されるものを除き、流動資産に計上されます。

このカテゴリーに分類される金融負債は、当社グループの連結貸借対照表において、社債及び借入金又は仕入債務及びその他の債務として計上されています。社債及び借入金は、主として金融機関との間で締結された借入契約に基づき発生するものであり、期末日から12ヶ月以内に満期

日が到来する場合は流動負債に、また12ヶ月を超えて満期日が到来する場合は非流動負債に、それぞれ計上されます。仕入債務及びその他の債務は、支払額が固定もしくは決定可能なデリバティブ以外の金融負債で、活発な市場における公表価格が存在しないものです。当社グループが財貨や役務をサプライヤーから受領する際に発生する債務は、このカテゴリーに分類され、社債及び借入金と同様に、想定された決済日までの期間に応じて流動負債と非流動負債に区分して計上されます。

償却原価で測定する金融資産及び負債が、当該金融資産及び負債が相手先への金融アレンジメントの供与もしくは相手先からの金融アレンジメントの提供を含んだ取引条件により発生する場合には、実効金利法を用いて償却原価によって測定されます。一方、当該金融資産及び負債が金融アレンジメントを伴わない通常の事業過程において発生する場合には、当初認識時に測定された価額が償却原価として維持されます。

当社グループは、償却原価で測定する金融資産（債権等）の評価において予想信用損失モデルを適用しており、また適切な場合には、個々の債権等に対する個別の貸倒引当金の認識についても考慮しています。予想信用損失モデルでは、将来予測に基づく複数のシナリオを用いて、債権等のグループに対する信用損失（減損）の可能性を検討します。売上債権に対する貸倒引当金は、当社グループが当初の取引条件に基づき債権の全て又は一部を回収できないと見込まれる場合には、個別の売上債権に対して認識されます。この場合、貸倒引当金の金額は、売上債権の帳簿価額と、当該売上債権から回収が見込まれる将来キャッシュ・フローを実効金利法により割り引いた現在価値との差額となります。債権等のグループに対して予想信用損失モデルを適用する場合には、個別の債権等については回収可能であり信用損失の発生が見込まれない場合であっても、貸倒引当金が認識される可能性があります。貸倒引当金の変動は、連結損益計算書において認識されます。なお、契約資産についても同様の方法で評価をしています。

売上債権が債権流動化スキームを通じて金融機関に売却される場合において、当社グループが当該債権に対して重要なリスクと経済価値を保持していない場合、又はリスクと経済価値を部分的に保持しているが当該債権に対する支配をもちや保持していない場合には、当該債権の認識は中止されます。

(b) その他の包括利益を通じて公正価値を測定する金融資産

その他の包括利益を通じて公正価値を測定する金融資産は、当社グループがその投資先に対して重要な影響力を行使することができないデリバティブ以外の金融資産です。このカテゴリーには、その保有が売買目的でなく、その他の包括利益を通じて公正価値を測定するという取消不能の選択をした持分金融商品に対する投資、又は契約上のキャッシュ・フローの回収と金融資産の売却により支払額が固定もしくは決定可能と見込まれる負債性金融商品に対する投資が含まれます。

その他の包括利益を通じて公正価値を測定する金融資産は、公正価値で当初認識され、当初認識以降も公正価値で測定されます。公正価値の変動に伴う未実現の利得及び損失は、連結包括利益計算書において認識され、資本（その他の包括利益累計額）の構成項目であるその他の包括利益を通じて公正価値を測定する金融資産の公正価値に計上されます。当社グループは、当該金融資産又はグルーピングされた金融資産に減損が生じているかどうかについて、期末日ごとに評価を行います。このカテゴリーに分類された負債性金融商品に減損が生じている場合には、それまで連結包括利益計算書を通じて認識されていた公正価値の変動による累計額は組替調整され、連結損益計算書において損失が認識されます。

デリバティブ

デリバティブの当初認識はデリバティブ契約を締結した日の公正価値で行い、当初認識後の再

測定も公正価値で行っています。デリバティブにかかる再測定の結果生じる利得又は損失の認識方法は、ヘッジ手段として指定されているかどうか、また、ヘッジ手段として指定された場合にはヘッジ対象の性質及びヘッジの有効性によって決定されます。当社グループは、一部のデリバティブについて、以下のいずれかの指定を行っています。(a)認識されている資産もしくは負債の公正価値の変動のヘッジ、又は確定約定の公正価値の変動のヘッジ(公正価値ヘッジ)(b)認識されている資産又は負債、もしくは可能性の非常に高い予定取引に関連するキャッシュ・フローの変動リスクのヘッジ(キャッシュ・フロー・ヘッジ)(c)在外営業活動体に対する純投資のヘッジ(純投資ヘッジ)

当社グループは、ヘッジの開始時に、ヘッジ手段とヘッジ対象との関係、並びに種々のヘッジ取引の実施についてのリスク管理目標及び戦略について文書化しております。当社グループはまた、ヘッジ開始時及び継続的に、ヘッジ取引に利用したデリバティブがヘッジ対象の公正価値又はキャッシュ・フローの変動を相殺するために極めて有効的であるかどうかについての評価も文書化しています。期間に関連していると考えられるヘッジ契約において、ヘッジにかかるコストは、連結損益計算書においてヘッジ関係の有効期間にわたって期間按分し認識されます。

ヘッジ会計が適用されるデリバティブの公正価値の変動は、次の通り会計処理されます。

(a) 公正価値ヘッジ

公正価値ヘッジとして指定され、かつその要件を満たすデリバティブの公正価値の変動は、その他の包括利益を通じて公正価値を測定する金融資産をヘッジ対象とする場合には連結包括利益計算書を通じて資本に認識され、それ以外の資産等をヘッジ対象とする場合には連結損益計算書に認識されます。この結果、ヘッジ手段の公正価値の変動は、ヘッジ対象の公正価値の変動に整合するような形で認識されることとなります。

(b) キャッシュ・フロー・ヘッジ

キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定され、かつその要件を満たすデリバティブの公正価値の変動は、連結包括利益計算書を通じて資本で認識しています。非有効部分に関する利得又は損失は、連結損益計算書に即時に認識しています。

資本に累積された金額は、ヘッジ対象が純損益に影響を与える期(例えば、ヘッジした予定売上が発生する期)に、組替調整額として純損益に振り替えています。しかしながら、ヘッジ対象である予定取引が非金融資産(例えば、棚卸資産)もしくは負債の認識を生じさせるものである場合には、それまで資本に繰り延べていた利得又は損失を振り替え、当該資産もしくは負債の測定時における計上額に含めています。

ヘッジ対象である予定取引の発生の可能性がなくなった時点で、資本に計上されている利得又は損失の累計額を連結損益計算書に振り替えています。

(c) 純投資ヘッジ

在外営業活動体に対する純投資のヘッジは、キャッシュ・フロー・ヘッジと同様に会計処理しています。ヘッジ手段にかかる利得又は損失のうちヘッジの有効部分にかかるものは、連結包括利益計算書で認識しています。非有効部分に関する利得又は損失は、連結損益計算書に即時に認識しています。

資本に計上された利得又は損失の累計額は、在外営業活動体が部分的に処分又は売却された時点で連結損益計算書に振り替えています。

(d) ヘッジ要件を満たさないデリバティブ取引

一部のデリバティブ取引はヘッジ要件を満たさないものがあります。このような取引から生じる公正価値の変動は、連結損益計算書に即時に認識しています。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産は、原価と正味実現可能価額のいずれか低い方の額で評価されます。原価は、主として先入先出法により算定されます。製品及び仕掛品の原価は、設計費、原材料費、直接労務費、その他の直接費並びに正常生産能力等に基づき行われた製造間接費の配賦額から構成されています。正味実現可能価額は、通常の事業過程における予想売価から、販売に要する見積り費用を控除した額です。棚卸資産の原価には、原材料の購入に関連する有効なキャッシュ・フロー・ヘッジにかかる利得及び損失のうち、資本から振り替えられた額が含まれています。

(3) 有形固定資産及び無形資産の評価基準、評価方法及び減価償却方法

有形固定資産

土地と建物は、主として当社グループの製造設備に関するものです。自社所有の土地は取得原価から減損損失累計額を控除した金額で計上されています。自社所有の土地以外の全ての有形固定資産は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で計上されています。取得原価には、その資産の取得に直接付随する全ての費用を含んでいます。また、取得原価には、外貨建ての有形固定資産の購入に対して指定された有効なキャッシュ・フロー・ヘッジにかかる利得及び損失のうち、資本から振替えられた金額も含んでいます。

リースによる使用権資産は有形固定資産に原価で計上され、リース期間又は使用権資産の残存見積耐用年数のうち、いずれか短い期間で定額法により減価償却されます。

当初取得以降に追加的に発生した支出については、その支出により将来の経済的便益が当社グループに流入する可能性が高く、金額を信頼性をもって測定することができる場合にのみ、当該取得資産の帳簿価額に算入するか個別の資産として認識するかのいずれかにより会計処理されます。他の全ての修繕並びに維持にかかる費用は、発生時に連結損益計算書で認識されます。

自社所有の土地は減価償却を行いません。自社所有の土地以外の有形固定資産の減価償却は、取得価額から残存価額を控除した金額について、以下の見積耐用年数にわたり定額法で算定しています。

自社所有の建物	3～50年
フロートガラス溶融窯	10～15年
ガラス製造プラント（溶融窯以外）	25年
ガラス加工プラント	15年
その他の工場設備	5～20年
車両運搬具	5年
使用権資産	リース期間又は使用権資産の残存見積耐用年数のうち、いずれか短い期間

残存価額と耐用年数は、技術の変化、耐用年数にわたる使用程度並びに市場環境を考慮して、毎期末日に見直され、必要な場合には変更されます。

無形資産

(a) のれん

のれんは、定期的に減損のテストが行われ、取得原価から減損損失累計額を控除した金額で計上されます。グループ企業の売却により発生する利得及び損失には、売却された企業に関連するのれんの帳簿価額が含まれています。

のれんは、減損テスト実施のために、企業結合からの便益を得ることが期待される個々の資金生成単位に配分されます。各資金生成単位は、主要な報告セグメントを地域別に区分した単位としています（資産の減損を参照）。

(b) 商標権及びライセンス

商標権及びライセンスは、取得原価で当初認識されます。商標権及びライセンスは、一定の耐用年数を有し、当初認識後は取得原価から償却累計額を控除した金額で計上されます。商標権及びライセンスの償却費は、取得価額を見積耐用年数（20年以内）にわたり定額法で算定しています。

(c) ソフトウェア

取得したソフトウェアのライセンスは、当該ソフトウェアの取得に要した原価に基づき資産として計上されます。償却費は、見積耐用年数（5年～10年）にわたり定額法で算定しています。

ソフトウェアのプログラムを開発もしくは維持するための支出は、発生時に費用として認識されます。ただし、当社グループによって支配される識別可能で固有なソフトウェアに直接関連する原価について、当該原価を上回る経済的便益の獲得能力が1年を超えて見込まれる場合には、無形資産として認識されます。直接的に発生した原価には、ソフトウェアの開発に要した労務費並びに開発に直接的に帰属する間接費の金額が含まれます。

無形資産として認識されたソフトウェアの開発費の償却費は、見積耐用年数（10年以内）にわたり定額法で算定しています。

(d) 研究開発費

研究費は、発生時に費用認識されます。開発プロジェクト（当社グループ内で使用される新規もしくは改良された製品又はプロセスの設計及びテスト）において発生した支出は、当該プロジェクトがビジネスとして成功し技術上の実行可能性が確立する可能性、あるいはグループ内で改良されたプロセスを生み出す可能性が高く、かつ金額を信頼性をもって測定できる場合にのみ、無形資産として認識されます。そうでない場合、開発費は発生時に費用認識されません。当初費用認識された開発費は、その後の会計期間において無形資産として認識されることはありません。無形資産に計上された開発費の償却費は、当該製品の商業生産が可能となった日もしくは当該プロセスが使用可能となった最初の日より、予測使用期間（製品は5年以内、製造プロセスは20年以内）にわたり定額法で算定されます。

(e) 買収により発生した無形資産

2006年6月のピルキントン社買収に伴い、取得された純資産の公正価値の一部として識別された無形資産は、顧客との関係、ノウハウ、ライセンス契約、ピルキントン・ブランド、その他のブランド、開発途上技術及び技術資産から構成されます。これらは無形資産に計上され、償却費は、次の通り無形資産のカテゴリー毎に、当社グループに便益がもたらされると期待される期間を見積り、当該期間を耐用年数として定額法で算定されます。

顧客との関係	20年以内
ノウハウ（注2）	10年
ライセンス契約（注2）	11年
ピルキントン・ブランド（注1）	—
その他のブランド（注2）	10年
開発途上技術（注2）	20年以内
技術資産（注2）	15年以内

（注1） ピルキントン・ブランドは耐用年数が確定できないため、償却の対象ではありませんが、定期的に減損テストが実施されます。

（注2） ノウハウ、ライセンス契約、その他のブランド、開発途上技術及び技術資産は償却が終了しており、当連結会計年度末（2026年3月末）時点の帳簿価額はいずれもゼロとなっています。

資産の減損

耐用年数を確定できない無形資産は、償却の対象ではなく、定期的に減損テストが実施されます。償却対象の資産についても、帳簿価額を回収することができない可能性を示す兆候があった場合に、減損テストが実施されます。減損損失は、帳簿価額が回収可能価額を上回る場合に認識されます。回収可能価額は、資産の売却費用控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い方の金額です。減損テストを実施するに際して、個々の資産は、そのキャッシュ・フローが相互に独立して識別可能な最小単位（資金生成単位）でグループ分けされます。

(4) 重要な引当金の計上基準

引当金は、当社グループが過去の事象の結果として現在の法的債務又は推定的債務を有し、その債務を決済するために経済的便益をもつ資源が流出する可能性が高く、その金額を信頼性をもって見積ることができる場合に認識されます。例えば保険契約のように、当社グループが引当金を決済するために必要な支出の一部又は全部の補填を期待できる時には、補填の受取りがほぼ確実な場合に限り、補填は別個の資産として認識されます。連結損益計算書において、引当金繰入額は、補填として認識された金額との純額により表示されます。将来の営業損失に対しては引当金を認識していません。

同種の債務が多数ある場合、決済に要するであろう資源の流出の可能性は同種の債務全体を考慮して決定しています。同種の債務のうちある一つの項目について流出の可能性が低いとしても、引当金を認識しています。

全ての引当金について、将来の支出が12ヶ月を超え、貨幣の時間的価値の影響が重要な場合には、現在価値に割引いて認識しています。時の経過による引当金の増加は、每期、連結損益計算書の金融費用に計上されています。現在価値への割引においては、各地域毎に当該引当金に特有のリスクを反映させた割引率を使用しています。

(5) 退職給付に係る資産及び負債

当社グループは世界各地に様々な退職給付制度を有しています。退職給付制度は通常、保険会社もしくは信託会社が管理する基金への支払を通じて積み立てており、積立金額は定期的な数理計算によって算定されています。当社グループは確定給付制度及び確定拠出制度を有していません。

確定給付制度に関連して連結貸借対照表で認識される負債は、報告期間の末日現在の確定給付債務の現在価値から制度資産の公正価値を控除しています。確定給付型の退職給付債務は、毎期、独立した年金数理人が予測単位積増方式を用いて算定しており、退職給付債務の現在価値は、関連する年金債務の期間に満期が近似しており、かつ給付が支払われる通貨建ての優良社債の市場利回りに基づく割引後見積将来キャッシュ・フローで算定しています。

当社グループが年金資産の積立超過額の返還に対して無条件の権利を有する場合には、当該年金制度の積立超過額からその返還に際して課税されると見込まれる税金の額を控除した金額によって、退職給付に係る資産が認識されます。

数理計算上の差異は、実績値への修正及び数理計算上の仮定の変更から生じ、IAS第19号「従業員給付」に基づき連結包括利益計算書を通して資本に計上されます。

(6) 顧客との契約から生じる収益

IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の適用に伴い、収益は次の5ステップを用いて認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を決定する

ステップ4：取引価格を契約における各履行義務に配分する

ステップ5：各履行義務が充足された時点で収益を認識する

当社グループには建築用ガラス事業、自動車用ガラス事業、高機能ガラス事業の3つの主要な戦略事業単位（SBU）があり、各事業はグローバルに組織されています。

建築用ガラス事業は、建築材料市場向けの板ガラス製品及び内装外装用加工ガラス製品を製造・販売しています。このセグメントには、太陽電池パネル用ガラス事業も含まれます。主な顧客は、当社が供給するガラス製品を自社製品に加工する製造業、建設会社やハウジングメーカー、卸売業者、及び小売店になります。

自動車用ガラス事業は、新車組立用及び補修用市場向けに種々のガラス製品を製造・販売しています。主な顧客は、世界的な自動車メーカーや補修用ガラス製品の卸売業者になります。

高機能ガラス事業は、ディスプレイのカバーガラスなどに用いられる薄板ガラス、プリンター向けレンズ及び光ガイド、エンジン用タイミングベルト部材などのガラス繊維製品の製造・販売など、様々な事業からなっています。主な顧客は、当社が供給するガラス製品を自社製品に加工する製造業者になります。

この3SBUの事業活動から得られる収益の流れを分析すると、契約の性質と状況から次のように分類できます。

(i) ガラス及びガラス製品の販売による収益

収益の多くはガラス及びガラス製品の販売によりもたらされています。当社グループでは通常、特定の注文書を顧客との契約と見なしており、場合によっては包括契約が適用されます。包括契約が適用される注文書の場合、包括契約と注文書に記載されている期日と条件は、どのように収益を認識するかを決定する根拠となります。注文確認と履行義務の充足との間が1年間あるいはそれ以内である場合は、顧客との契約は短期であると考えられます。

ほとんどの場合、ガラス及びガラス製品が顧客に引き渡され、所有権が移転した時点で収益を認識しています。これは支配の移転により履行義務が充足されたという判断に基づきます。他の仮定を使う特別な理由が無い限り、ひとたび顧客がガラス及びガラス製品を自らの施設で検収する、あるいは当社グループの施設にて引き取りが完了した時点で、ガラス及びガラス製品に対する支配は顧客に移転したものと考えています。

(ii) 役務提供による収益

役務提供による収益は、役務が提供されて契約条件に基づく義務が充足された時点で認識されます。契約内容により、収益は一時点又は一定の期間にわたって認識するものがあります。

(iii) エンジニアリング契約による収益

当社グループのエンジニアリング契約は通常、ガラスフロート窯の建設や補修、又は外部顧客あるいはジョイント・ベンチャーなど関連当事者の重要性のある資産に関連したものです。この種の契約は、資産の製作または拡張の進捗に応じて顧客がその資産を支配するため、一定の期間にわたり充足する履行義務を表します。この理由は、その資産が顧客の敷地内に存在し、移転することが現実的でない規模のものであるためです。エンジニアリング契約による収益は、報告期間に実際に提供した役務と最終的に提供するであろう役務の合計との比率で認識されます。これには、収益が確実に測定可能な特定のマイルストーンが契約に明確に定められている場合を除いて、インプット法が適用されます。

状況が変化した場合は、収益、費用、又は完了までの進捗度の見積もりが修正されます。結果として生じる収益や費用の見積もりの増減は、状況の変化が生じた会計期間の純損益に反映されます。

(iv) ロイヤリティ及びライセンス契約による収益

当社グループは、特許や開発した技術などの知的財産の使用許可を与えるライセンス契約を顧客との間で締結している場合があります。ロイヤリティ及びライセンス契約による収益は、顧客に提供される当社グループの技術へアクセスできる権利の内容によって、一時点又は一定の期間にわたって認識されます。

ライセンスの対象が、契約開始時に存在している当社グループの特定の技術である場合、収益はライセンス供与した時点で全額認識することになります。

ライセンスの対象が、契約開始時に存在し、かつライセンス期間中も開発が継続される当社グループの特定の技術である場合、収益は契約期間にわたって徐々に認識することになります。

当社グループからの継続的なサポート義務を含むライセンスから生じる収益は、通常はサポート提供義務とライセンス供与義務と区別されないため、契約期間にわたり徐々に認識することになります。

(v) 金型による収益

当社グループは、顧客の仕様に合わせたガラス製品を生産するために金型を製作しています。金型の販売による収益は、関連する契約の特定の事実及び状況の判断に基づいて認識されます。

金型の製作の履行義務が、ガラス及びガラス製品と分けられる場合、金型は製作された時点で棚卸資産として認識します。収益は、金型の支配が顧客へ移転した時点で独立販売価格で認識します。請求額と独立販売価格に差がある場合は契約資産として認識し、収益を契約期間にわたりインプット法又はアウトプット法により調整します。

金型の製作の履行義務が、ガラス及びガラス製品と分けられず、支配が当社グループに留まる場合、金型は有形固定資産として貸借対照表で認識します。顧客の負担金は繰延収益として認識し、アウトプット法により契約期間にわたり収益に計上します。

収益認識に関する判断事項

取引価格にはリベートや値引きなど収益を減少させる変動対価の見積もりが含まれます。全ての見積もりは、見積もりが行われた時点での当社グループの過去の経験及び当社グループの最良の判断に基づいています。取引価格に含まれる変動対価は、変動対価の性質に応じて期待価値法または最も可能性の高い金額を用いて見積もられています。これらの見積りは報告期間ごとに再評価され、重大な戻入が生じない可能性が非常に高い範囲で取引価格に含めています。

契約の大部分は単一の履行義務を有しており、その取引価格は契約に記載されています。複数の履行義務を有する契約については、当社グループは独立販売価格に基づいて取引価格を各履行義務に配分します。独立販売価格は、当社グループが約束した財またはサービスを個別に顧客に販売するであろう価格です。

約束された財又はサービスの顧客への引き渡しから、支払いを受けるまでの期間が1年以内の契約が原則であることから、実務上の便法を適用し、重大な金融要素の影響について取引価格を調整しないことを選択しています。

(7) 外貨の換算基準

(a) 機能通貨及び表示通貨

当社グループの各企業の個別財務諸表は、その企業が事業活動を行う主たる経済環境の通貨（機能通貨）で作成されます。連結計算書類は、親会社（日本板硝子株式会社）の機能通貨である日本円で表示されます。

(b) 取引及び残高

外貨建て取引は、取引日の為替レートにより機能通貨に換算されます。取引の決済並びに外貨建ての貨幣性資産及び負債の期末日の為替レートによる換算から生ずる為替差損益は、有効なキャッシュ・フロー・ヘッジ及び純投資ヘッジとして資本で繰延べられる場合を除き、連結損益計算書で認識されます。

その他の包括利益を通じて公正価値を測定する金融資産に分類される持分証券の為替換算差額は、資本の中の公正価値の変動額に含まれます。

(c) 在外子会社

当社グループの表示通貨とは異なる通貨を機能通貨とする全てのグループ企業の業績及び財政状態は、超インフレーション経済下の通貨を機能通貨としているアルゼンチンの子会社を除き、次の通り表示通貨に換算されます。

- ・連結貸借対照表の資産及び負債は、期末日の為替レートで換算されます。
- ・連結損益計算書の収益及び費用は、平均為替レートで換算されます。但し、当該平均為替レートが、取引日における為替レートの累積的影響の合理的な概算値とはいえない場合には、取引日の為替レートで換算されます。
- ・このように計算された結果生じる換算差額は、資本の構成項目である在外営業活動体の換算差額にて認識されます。

なお、アルゼンチンの子会社の業績及び取引は、超インフレ会計の適用により期末日の為替レートで当社グループの表示通貨に換算されます。

連結計算書類において、在外事業体に対する純投資の換算から生ずる換算差額、並びにこのような純投資に対するヘッジ手段として指定された借入金や他の通貨による金融商品の換算から生

ずる換算差額は、共に資本の構成項目である在外営業活動体の換算差額に含まれます。在外事業体を売却、清算した場合、または活動停止状態になり再開の見込みがない場合には、こうした換算差額は、売却損益の一部として連結損益計算書で認識されます。

2010年3月31日以前に認識されていた累積為替換算差額は、利益剰余金の内訳において「利益剰余金（IFRS移行時の累積換算差額）」の科目名称にて区分計上されています。2010年4月1日以降に発生する為替換算差額は、その他の包括利益累計額において在外営業活動体の換算差額として計上されます。

在外事業体の取得に伴い発生したのれん、無形資産並びにその公正価値への調整額については、当該在外事業体の資産及び負債として扱われ、期末日の為替レートで換算されます。

(8) その他

BEPS第2の柱

当社グループはIAS12で定められる例外措置を適用し、当社グループが事業を展開する国でBEPS第2の柱に関する法令が制定されたことにより生じる可能性のある繰延税金の認識および開示はしていません。

収益認識に関する注記

当社グループの収益は、地域別、カテゴリー、収益認識のタイミングにより以下のとおり分解されます。地域別は収益が認識された場所に基づいています。この表は、報告セグメントでもある3つの戦略事業単位と、分解された収益との関連も表しています。

(単位：百万円)

	建築用 ガラス事業	自動車用 ガラス事業	高機能 ガラス事業	その他	合計
地域別の売上高					
欧州	139,506	191,962	11,226	590	343,284
アジア	109,003	82,285	33,231	647	225,166
米州	126,489	182,975	1,548	-	311,012
	374,998	457,222	46,005	1,237	879,462
カテゴリー別の売上高					
ガラス及びガラス関連製品の 売上高	373,377	440,291	45,978	384	860,030
役務の提供による売上高	185	8,503	-	91	8,779
エンジニアリング収入	-	-	-	437	437
ロイヤルティ収入	20	46	27	14	107
金型収入	-	5,672	-	-	5,672
その他の収入	1,416	2,710	-	311	4,437
	374,998	457,222	46,005	1,237	879,462
収益認識のタイミング					
一時点で認識される製品・ サービスの売上高	373,434	456,463	46,005	737	876,639
一定期間で認識される製品・ サービスの売上高	1,564	759	-	500	2,823
	374,998	457,222	46,005	1,237	879,462

顧客との契約から生じる債権、契約資産、契約負債については以下の通りです。

(単位：百万円)

	当連結会計年度末 (2026年3月31日)	当連結会計年度期首 (2025年4月1日)
外部顧客に対する売上債権 (貸倒引当金控除後)	55,069	51,483
契約資産	1,465	1,338
契約負債	56,832	60,635

契約資産は2つに分類することができます。第一の категорияは主に、期末日現在で未請求の、出荷済みのガラス製品や、エンジニアリング契約やその他の小規模建築プロジェクトに関連する作業の対価に対する権利に関連するものです。このカテゴリーに分類される契約資産は残りの履行義務が完了し、請求が行われた時点で売上債権に振り替えられます。第二の категорияは主に、ガラス及びガラス製品の取引価格に含まれる自動車用ガラスの金型の収益認識に関連するものです。このカテゴリーの契約資産は、契約した供給期間で償却されます。

契約負債には、自動車用ガラスの金型の顧客からの補助金や顧客から受領したその他の前払金が含まれます。契約負債は、自動車用ガラスの金型の補助金やそれ以外の顧客の前払金を収益認識するタイミングにより流動・非流動に分類されます。

契約資産・契約負債の残高の変動は以下の通りです。

(単位：百万円)

	契約資産	契約負債
4月1日現在	1,338	60,635
為替換算差額	77	5,254
見積の変更による影響額	△9	△2
契約資産の減損	△91	—
売掛金に振り替えられた契約資産	△968	—
履行義務の充足により期中で収益認識したもの	1,193	—
期首に存在する契約負債のうち期中で収益認識したもの	—	△17,239
受領した現金（期中に認識された収益を除く）	△13	7,064
その他	△62	1,120
3月31日現在	1,465	56,832

将来に認識される予定の収益について、当連結会計年度末で履行義務を満たしていない（あるいは部分的に満たしていない）ものは以下の通りです。

(単位：百万円)

1年以内	1年超	合計
214	711	925

IFRS第15号第121項の実務上の便法で認められているとおり、当社グループは当初の予想期間が1年間又は1年以内の残存履行義務について開示致しません。上の表から控除される、顧客との契約による対価はありません。

会計上の見積りに関する注記

見積り及び判断は、継続的に評価され、過去の経験及び他の要因（状況により合理的であると認められる将来事象の発生見込みを含む）に基づいています。

当社グループは、将来に関する見積り及び仮定の設定をしています。会計上の見積りの結果は、その定義上、通常は関連する実際の結果と一致することはありません。翌連結会計年度において資産や負債の帳簿価額に重要な修正を生じさせるような重要なリスクを伴う見積り及び仮定、そして会計上の重要な判断は以下の通りです。

(1) のれん及び無形資産の減損の見積り

当社グループは、のれんもしくは耐用年数を確定できない無形資産の減損の有無について、前述の会計方針に従って毎期減損テストをしています。

当連結会計年度末においては、のれんを87,346百万円、耐用年数を確定できない無形資産を36,783百万円計上しています。

減損テストで使用した主要な仮定は次のとおりです。

主要な仮定	
将来営業キャッシュ・フローの予測期間	2026年3月末を起点として、最長5年間 (この期間以降は、一定の成長率での増加が永続すると仮定)
永続成長率	1.4% ~ 2.0%
割引率 (税引前ベース)	8.33% ~ 9.35%

買収により発生したのれんや無形資産などの資産の回収可能性を評価する際には、当社グループで識別された資金生成単位 (CGU) の回収可能価額 (使用価値と売却コスト控除後の公正価値のいずれか高い方) と、各CGU内の資産の帳簿価額を比較します。使用価値は、各資金生成単位の将来営業キャッシュ・フローを上表に記載の適切な割引率で割り引いた現在価値として算定しています。割引率の選択は、使用価値を評価する際の重要な要素であり、債券市場及び株式市場に基づいて算出しています。

将来の事業の状況やキャッシュ・フローを予測するにあたり、販売数量は重要な要素となります。また、キャッシュ・フローや販売価格も重要な要素です。当連結会計年度において、当社グループは多くの主要な市場が変動的な環境に置かれました。当社グループが事業を行う市場の多くは、消費者マインドと経済活動の水準に敏感であり、多くの地域では政治的不確実性やイランでの戦争に起因するインフレ率上昇懸念による悪影響を受けました。

翌連結会計年度において、当社グループは、市場環境がおおむね当連結会計年度と同水準で安定的に推移すると見込んでいます。イラン情勢に起因するインフレへの対応と経済活動の維持との均衡を図る中で、各国中央銀行の政策金利は、概ね現在の水準で推移すると当社グループは見込んでいます。当社グループは、米国政府による関税率の引き上げの影響を認識しています。関税率は、貿易協定や他国によって発表される報復措置により、さらに変更される可能性があります。当社グループは、可能な限り増加した費用を価格転嫁することによって関税率の引き上げによる影響を軽減させることを考えています。さらに、競合他社が関税率の引き上げにより大きな影響を受ける状況において、相対的なコストベースの改善により恩恵を受ける可能性があります。その一方、関税率の引き上げは、米国内での新車価格の上昇につながり、その結果、北米における当社グループの生産量にネガティブな影響が及ぶ可能性があります。また、欧州から米国への自動車の輸出量が減少し、欧州における当社グループの生産量が減少する可能性があります。

なお、割引率など主要な仮定が予期せず大きく変動する状況が生じた場合、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 法人所得税

当社グループは、多くの租税区域で法人所得税の課税を受けています。通常の事業を行う場合、最終的な税額が不確実である取引が多く存在します。当社グループは、税務調査の結果修正される法人所得税の額及びその可能性の見積りに基づいて、予想される税務調査上の論点にかかわる負債を認識しています。認識されるべき法人所得税の金額については、重要な判断を要します。最終税額が当初に認識した金額と異なる場合、その差額は、税額が決定する期間に計上します。

当連結会計年度においては、法人所得税を収益側で5,133百万円を計上しています。当連結会計年度における当社グループの税額控除には、将来の課税所得が十分に見込まれ、繰延税金資産の回収可能性があると判断したことを受け、英国において従来認識していなかった繰延税金資産を認識したことに関連する、8,814百万円の法人税等調整額が含まれています。

当連結会計年度末においては、繰延税金資産を46,692百万円、繰延税金負債を19,456百万円計上しています。

課税所得が生じる時期および金額は、将来の不確実な経済状況の変化によって影響を受けることから、実際に生じた時期および金額が見積りと異なった場合は、それに伴い利用可能な繰延税金資産の金額も変動し、その結果、連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

BEPS第2の柱

BEPS第2の柱に関する法律は、当社グループが事業を展開する地域において制定または実質的に制定されています。この法律は、2024年4月1日以後に開始する会計年度より適用されています。

当社グループは、IAS第12号の規定により強制される例外規定を適用し、事業を展開する国々によりBEPS第2の柱に関する課税ルールが制定されたことにより生じる可能性のある繰延税金を認識または開示していません。

当連結会計年度において、BEPS第2の柱に関する法人所得税による税金費用は△21百万円でした。

当社グループは、制定または実質的に制定されているBEPS第2の柱に関する法律の適用の対象となり、BEPS第2の柱の法人所得税に対する潜在的なエクスポージャーを評価しています。BEPS第2の柱の法人所得税に対する潜在的なエクスポージャーの評価は、当社グループの構成企業における直近の税務申告、国別報告書及び財務諸表に基づいて行われています。その評価に基づく、当社グループが事業を展開する大部分の地域では、BEPS第2の柱の実効税率は15%を超える税率となります。一方で、BEPS第2の柱の実効税率が15%に極めて近い地域がわずかにあり、それらの地域ではBEPS第2の柱に関する適用免除基準が適用できないと考えられます。当社グループは、それらの地域において、BEPS第2の柱の法人所得税に対する重要なエクスポージャーは無いと考えています。

(3) 退職後給付

当社グループはそれぞれの国においてさまざまな退職後給付制度を設けています。確定給付制度においては、退職給付債務及び制度資産の算出にあたり、様々な仮定を使用しています。これらの仮定には不確実性が存在するため、当社グループでは仮定を設定する前に数理計算人によるアドバイスを受けています。

当連結会計年度末においては退職給付に係る資産を36,345百万円、退職給付に係る負債を44,444百万円計上しています。

なお、主要な数理計算上の仮定は、以下の通りです。当社グループには様々な退職後給付制度が存在するため、各制度の加重平均値として各仮定を表示しています。

	当連結会計年度末 (2026年3月31日)		
	日本	英国	その他の地域
割引率 (%)	3.2%	6.2%	4.7%
将来の予想昇給率 (%)	2.1%	—	2.8%
将来の年金給付の予想増加率 (%)	—	1.9%	2.2%
消費者物価上昇率 (%)	0.25%	2.8%	2.3%
医療費の長期的な増加率 (%)	—	—	4.5%

各数理計算上の仮定について、外部の年金数理人からの助言に基づき、経営者の最善の見積りと判断により決定しますが、将来の不確実な経済状況の変化によって影響を受けることから、見直しが必要となった場合、連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(4) 引当金

引当金は、前回の引当金計上時に行った見積り実績の参照、又は適切な場合には、専門家のアドバイス等を考慮して評価をしています。請求及び訴訟引当金は、原告との協議内容や当社グループの顧問弁護士の意見を踏まえて算定しています。環境引当金は、環境対策費用として現時点で見積もられる金額のほか、より重要性の大きな案件については、環境評価の専門家によるサポートを得て可能性のある金額レンジを算出したシミュレーション・モデルの結果に基づき算定しています。賞与引当金は、個々の賞与制度が規定する支給の基準値と、当社グループの現在の業績値又は将来業績の予想値との比較に基づき算定しています。リストラクチャリング引当金は、期末日以前に対象となる従業員に通知されたリストラクチャリング計画について、予想費用額を見積もり算定しています。製品保証引当金は、過去における顧客クレームの実績率を参照し算定しています。

当連結会計年度末においては、請求及び訴訟引当金を2,601百万円、環境引当金を11,275百万円、賞与引当金を6,231百万円、リストラクチャリング引当金を4,564百万円、製品保証引当金を1,809百万円、それぞれ計上しています。

なお、債務の決済に要する支出額は、予想しえない事象の発生や状況の変化により影響を受ける可能性があり、実際の支払額や支払時期が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(5) 持分法で会計処理される投資

貸付を含むジョイント・ベンチャーへの長期的な投資の回収可能性は、現在および将来の事業環境に基づいています。将来の事業環境は、利用可能な将来の事業の状況に関する合理的な見積もりを用いて予測されます。当社グループは、投資の回収可能性を評価する際に、ジョイント・ベンチャーからの配当や利息の支払い、または債務の返済を妨げうる法的制約の存在についても検討します。さらに当社グループは、当該ジョイント・ベンチャーが対象となる可能性のあるグループ全体での事業再構築や、それと同等の取組みについても検討に含めますが、その取組みが確実に完了する状況にあると考えられる場合に限りです。

当連結会計年度末においては、持分法で会計処理される投資を28,096百万円計上しています。

連結貸借対照表関係

1. 担保資産	
(1) 担保に供している資産	
機械装置、車両運搬具、工具、器具及び備品	23,960百万円
土地、建物、構築物	802百万円
合計	24,762百万円
(2) 担保付債務	
1年以内返済予定の長期借入金	4,291百万円
長期借入金	19,083百万円
合計	23,374百万円
2. 資産から直接控除された貸倒引当金	
売上債権及びその他の債権	2,890百万円
3. 有形固定資産の減価償却累計額	820,197百万円

連結損益計算書関係

1. 個別開示項目

当社グループでは、グループの経営成績に対する正しい理解に資するため、連結損益計算書の損益項目を個別開示項目として表示することがあります。個別開示項目は金額に重要性がある、あるいは一過性の性格を持っています。当社グループの損益改善のための諸施策から発生する費用も、個別開示項目に含まれます。

当連結会計年度における個別開示項目の内容は、以下の通りです。

(単位：百万円)

個別開示項目（収益）：	
子会社及び事業の売却による利益（注1）	1,770
リストラクチャリング引当金の戻入益（注2）	1,504
非流動資産の減損損失の戻入益（注3）	137
個別開示項目（収益）小計	<u>3,411</u>
個別開示項目（費用）：	
のれんの減損損失（注4）	△3,422
その他の包括利益を通じて公正価値を測定する金融資産の売却に伴うリサイクリング損失（注5）	△2,200
リストラクチャリング費用（雇用契約の終了に係る費用を含む）（注2）	△1,713
自然災害（チリの山火事）の影響による損失（注6）	△888
非流動資産の減損損失（注7）	△462
係争案件の解決に係る費用（注8）	△121
棚卸資産の評価減（注9）	△98
その他	△21
個別開示項目（費用）小計	<u>△8,925</u>
個別開示項目の純額	<u><u>△5,514</u></u>

- (注1) 子会社及び事業の売却による収益は、主に2025年6月9日に公表したベトナムフロートガラス社の当社グループ持分について譲渡を完了したことに関係するものです。これには過年度に、その他の包括利益で認識した在外営業活動体の換算差額の、連結損益計算書へのリサイクル益も含まれます。これ以外では、金額は大きくないものの、過年度に個別開示項目収益で認識した事業の売却価格の変動要素の確定による影響を含みます。
- (注2) リストラクチャリング引当金の戻入益は、欧州における建築用ガラス事業に関係するものであり、当初の想定より低い金額でリストラクチャリングが完了したことにより、引当金を戻し入れたことによるものです。
リストラクチャリング費用の多くは従業員の雇用契約の終了に伴う費用を含むものです。当連結会計年度におけるリストラクチャリング費用は主に、欧州及び南米における建築用ガラス事業に関係するものであり、これには欧州の建築用ガラス事業のリストラクチャリングに直接起因する環境引当金の認識も含まれます。
- (注3) 非流動資産の減損損失の戻入益は、アジアにおける建築用ガラス事業の有形固定資産の減損損失に関係するものです。
- (注4) のれんの減損損失は、2006年のピルキントン社買収により生じたのれんに係るもので、北米で事業を展開している「自動車用ガラス事業 北米」に係るのれんの減損損失です。減損損失額は当該事業部門の割引された将来キャッシュフローと会計上の簿価を比較することにより算出しました。
- (注5) その他の包括利益を通じて公正価値を測定する金融資産の売却に伴うリサイクル損失は、英国債の売却によって生じたものです。市場価格の変動に基づく過去の公正価値の評価損は、その他の包括利益で認識されていましたが、外部への売却により連結損益計算書へリサイクルされました。
- (注6) 当連結会計年度の第4四半期において、当社グループは、チリのコンセプションに所在するフロート窯での生産を、近傍での山火事発生のため停止しました。この予期せぬ生産停止により生産設備が損傷し、原状回復のための支出と、その間の生産停止が必要となりました。
- (注7) 非流動資産の減損損失は、主に南米における建築用ガラス事業の有形固定資産の減損損失に関係するものです。
- (注8) 係争案件の解決による収益及び係争案件の解決に係る費用は、過去の取引に起因した訴訟により発生したものです。
- (注9) 棚卸資産の評価減は、通常の営業活動以外で発生したものであり、南米における建築用ガラス事業で発生した評価減に関係するものです。

連結持分変動計算書関係

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式……142,319,262株

A種種類株式………22,644株

2. 配当金に関する事項

(1) 配当金支払額

決議年月日	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年5月9日 取締役会決議	A種種類株式	1,950	65,000	2025年3月31日	2025年6月5日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの該当事項はありません。

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 314,800株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループでは、企業活動に必要な資金について、事業活動から得られるキャッシュ・フローと共に、主に金融機関からの借入金による調達を行っています。資金調達に際しては、返済までの期間を分散させつつ、適正なコストで安定的に資金を確保することを基本方針としています。資金運用については、厳選した信用力の高い金融機関における短期の預金等での運用に限定しています。なお、投機目的での、金融商品並びにデリバティブの取引は行わない方針としています。

当社グループは、グローバルに事業活動及び財務活動を行っているため、外国為替リスク、燃料価格リスク、借入金の調達コスト及び金利に関するリスクといった市場リスク、並びに信用リスクや流動性リスクなどの様々な財務リスクを有しています。当社グループは、金融商品を用いてグループの財政状態及び業績に与える影響を最小限にするように財務リスク管理を実施しています。

財務リスク管理は、取締役会が承認した方針に基づいて、当社グループの財務部門（グループ財務）が行っております。グループ財務は、グループの事業部門との緊密な協力関係の下で財務リスクを識別し、評価し、ヘッジしています。全般的なリスク管理について文書化された原則に加えて、外国為替リスク、燃料価格リスク、金利リスク、デリバティブ及び非デリバティブ金融商品の利用、信用リスク、並びに十分な流動性の確保等の特定分野について文書化された取組方針が、取締役会の承認により策定されています。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、公正価値及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、現金及び現金同等物、売上債権、仕入債務及びその他の債務、銀行当座借越などの資産及び負債は、短期間で決済され公正価値が帳簿価額に近似することから注記に含めていません。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	公正価値	差額
(1) その他の包括利益を通じて 公正価値を測定する金融資産	26,797	26,797	—
(2) デリバティブ金融資産	6,647	6,647	—
資産計	33,444	33,444	—
(3) 社債及び借入金（注）	547,169	530,709	16,460
(2) デリバティブ金融負債	1,175	1,175	—
負債計	548,344	531,884	16,460

(注) IFRS第7号29項（d）により、「社債及び借入金」に含まれるリース負債の公正価値の開示は求められていないため、連結貸借対照表計上額及び公正価値から控除して表示しています。

金融商品の公正価値の算定方法

(1) その他の包括利益を通じて公正価値を測定する金融資産

英国国債、上場株式、並びにその他の債券は、期末日における公表市場価格に基づき公正価値の算定を行っています。非上場株式及びそれ以外のその他の包括利益を通じて公正価値を測定する金融資産は、純資産価額や将来予想キャッシュ・フロー等を使用した評価技法を用いて公正価値の算定を行っています。公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類された金融資産の公正価値は、様々な要因により変動します。レベル3の金融資産は主として日本の事業会社によって発行された非上場株式であるため、日本経済に関する成長予測は、これらの金融資産の公正価値に影響を与える主要な要因となります。当社グループでは、重要性が乏しいことから、GDP成長率の変動がレベル3に分類される金融資産の公正価値に及ぼす影響について定量的な把握を行っていません。

(2) デリバティブ金融資産・デリバティブ金融負債

為替予約契約の公正価値は、期末日における為替予約の市場レートにより算定しています。金利スワップ契約の公正価値は、期末日において観察されるイールド・カーブに基づき見積られる将来キャッシュ・フローの現在価値として算定しています。商品スワップ契約の公正価値は、期末日における先物市場価格により算定しています。商品スワップ契約には欧州における仮想電力購入契約を含みます。

当連結会計年度において、その他の包括利益を通じて公正価値を測定する金融資産に対するヘッジ契約について非有効部分は無いため、連結損益計算書における非有効部分にかかる利得及び損失の認識はありません。

(3) 社債及び借入金

借入金の公正価値は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率（信用リスクを反映したもの）で現在価値に割り引くことによって算定しています。

なお、その他の包括利益を通じて公正価値を測定する金融資産及びデリバティブ金融資産・負債について、当社グループが公正価値の測定に使用した評価技法の分類の各レベルは、次のとおり定義されます。

- レベル1：同一の金融資産及び負債について、活発な市場における（未調整の）市場価格があれば、当該市場価格
- レベル2：公正価値の算定に重大な影響を及ぼすすべてのインプットが直接的又は間接的に観測可能な、その他の技法
- レベル3：観測可能な市場データに基づかない、公正価値に重大な影響を及ぼすインプットを使用する技法

その他の包括利益を通じて公正価値を測定する金融資産は、市場価格のある国債や上場株式はレベル1に該当し、非上場株式についてはレベル3に該当します。

デリバティブ金融資産・負債は、レベル2に該当します。

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
その他の包括利益を通じて 公正価値を測定する金融資産				
英国国債	4,263	—	—	4,263
上場株式	18,623	—	—	18,623
非上場株式	—	—	3,447	3,447
その他の債券	391	—	—	391
その他	—	—	73	73
	23,277	—	3,520	26,797
デリバティブ金融資産				
金利スワップ	—	—	—	—
為替予約	—	280	—	280
商品スワップ	—	6,367	—	6,367
	—	6,647	—	6,647
デリバティブ金融負債				
金利スワップ	—	217	—	217
為替予約	—	519	—	519
商品スワップ	—	439	—	439
	—	1,175	—	1,175

公正価値ヒエラルキーにおいてレベル3に区分されたその他の包括利益を通じて公正価値を測定する金融資産の調整表は、以下の通りです。

(単位：百万円)

4月1日現在	3,703
取得	1
処分	△814
連結包括利益計算書で認識された評価損益	615
為替換算差額	15
3月31日現在	3,520

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり親会社所有者帰属持分	1,065.75 円
2. 基本的1株当たり当期利益金額	44.51 円

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

追加情報に関する注記

当社は、2026年3月24日付の取締役会において、以下の点について決議を行いました。

- Apollo Global Management, Inc. 及びその子会社の関係会社が投資助言を行う投資ファンドが保有する特別目的会社である Lumina Japan Acquisition株式会社を割当先とする払込金額の総額約1,650億円の第三者割当による当社普通株式の発行（「本第三者割当」）を実施すること
- 2026年6月下旬開催予定の当社定時株主総会（「本定時株主総会」）に、本第三者割当の実施に必要な当社の発行可能株式総数の増加に係る定款の一部変更に係る議案等を付議すること
- 当社の株主を割当予定先のみとするために、当社普通株式 122,222,222 株を1株に併合し、割当予定先以外の当社株主に対し、株式併合前の当社普通株式1株当たり500円の金銭を交付すること（「本株式併合」）について、本定時株主総会に付議すること

なお、本第三者割当の実行は、本定時株主総会における上記議案が全て承認可決されることを条件とします。また、本株式併合の効力発生は、本第三者割当が実行されることを条件とします。

上記の取締役会決議は、割当予定先が本第三者割当及びその後の本株式併合を経て当社を割当予定先の完全子会社とすること、及び本第三者割当の資金を英国子会社における既存借入金の返済と本株式併合の方法による少数株主への金銭交付に充当することを企図していること並びに当社普通株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものです。

株主資本等変動計算書

(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金					自 己 株	株 資 合 本 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計		
						固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
2025年4月1日期首残高	116,892	45,214	108,499	153,713	6,377	653	24,977	25,995	58,002	△44	328,563
固定資産圧縮積立金の取崩				-		△40		40	-		-
剰 余 金 の 配 当				-				△1,950	△1,950		△1,950
当 期 純 損 失				-				△2,105	△2,105		△2,105
譲渡制限付株式報酬	21	21		21					-		42
新株予約権の増減	-	-		-					-		-
自己株式の取得				-					-	△1	△1
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）				-					-		-
事業年度中の変動額合計	21	21	-	21	-	△40	-	△4,015	△4,055	△1	△4,014
2026年3月31日期末残高	116,913	45,235	108,499	153,734	6,377	613	24,977	21,980	53,947	△45	324,549

	評価・換算差額等		新 株 予 約 権	純 資 産 計
	繰 上 償 損	延 滞 益		
2025年4月1日期首残高	△7,349	△7,349	258	321,472
固定資産圧縮積立金の取崩		-		-
剰 余 金 の 配 当		-		△1,950
当 期 純 損 失		-		△2,105
譲渡制限付株式報酬		-		42
新株予約権の増減		-		-
自己株式の取得		-		△1
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	△711	△711	-	△711
事業年度中の変動額合計	△711	△711	-	△4,725
2026年3月31日期末残高	△8,060	△8,060	258	316,747

個 別 注 記 表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社及び関連会社株式……………移動平均法に基づく原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。)

市場価格のない株式等……………移動平均法に基づく原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっています。また、主な耐用年数は、建物及び構築物が3～50年、機械及び装置及び工具、器具及び備品が3～30年です。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっています。なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（10年以内）に基づく定額法を採用しています。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 関係会社事業損失引当金

関係会社における事業損失等に備えるため、今後の損失負担見込額を計上しております。

(3) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しています。

(4) 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しています。

(5) 製品保証引当金

品質保証に伴う支出に備えるため、今後必要と見込まれる金額を計上しています。

(6) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しています。退職年金の過去勤務費用は発生時に費用処理する方法を採用し、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度より費用処理することとしています。

(7) 修繕引当金

設備の定期的な大規模修繕に備えるため、次回修繕見積金額と次回修繕までの稼働期間を考慮して計上しています。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しています。

(2) グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しています。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類「4. 会計方針に関する事項（6）顧客との契約から生じる収益」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

表示方法の変更に関する注記

（貸借対照表関係）

ソフトウェア仮勘定の表示方法は、従来、貸借対照表上、ソフトウェア（前事業年度末79百万円）に含めて表示しておりましたが、重要性が増したため、当事業年度よりソフトウェア仮勘定（当事業年度末773百万円）として表示しております。

会計上の見積りに関する注記

1. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した有形および無形固定資産の額

建築用ガラス事業部門	14,353
自動車用ガラス事業部門	17,393
高機能ガラス事業部門	12,875
共用資産	8,870
合計	53,491

(2) 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

当社は、内部の管理単位である各事業部門を最小単位の資産グループとして識別し、減損の兆候の有無、減損損失の認識判定、並びに該当ある場合には認識額の測定を実施しています。

減損の兆候判定の結果、建築用ガラス事業部門において兆候があると判断しましたが、減損損失の認識判定の結果、いずれも割引前将来キャッシュ・フローが、資産グループの帳簿価額を上回ったことから減損損失の認識は不要との結論に至りました。

①将来キャッシュ・フロー見積りの算出方法

減損損失の認識判定に使用される割引前将来キャッシュ・フローは、それぞれの事業部門における主要設備の経済的残存使用年数を使用して作成されます。取締役会において意思決定された翌事業年度における利益計画および中期経営計画を基礎とし、最大6年間の業績見通しを使用して作成されます。

②見積りの算出に用いた主な仮定

将来キャッシュ・フローは2027年3月期の利益計画および中期経営計画を基礎とし、その後の期間においては中期経営計画の最終会計期間の数値を使用しつつ、過去の計画に対する実績の乖離を考慮した上で、将来キャッシュ・フローの乖離リスクを反映しています。将来キャッシュ・フローの見積りにあたっては、主としてガラス製品の販売価格、販売数量見込み等を考慮しています。

また主たる資産の経済的残存使用年数到来時点における主要な資産以外の構成資産の回収可能価額には各資産グループが保有する土地の正味売却価額が含まれます。

③翌年度の計算書類に与える影響

各資産グループの回収可能価額は帳簿価額を十分に上回っていますが、主要な仮定が変動し、将来キャッシュ・フローの見積額の見直しが必要となった場合には、計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

2. 退職給付引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した退職給付引当金及び前払年金費用の額

当事業年度末においては退職給付引当金948百万円及び前払年金費用2,494百万円を計上しています。

(2) 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

①見積りの算出に用いた主な仮定

当社は従業員の大多数を対象とする退職金制度を有しており、確定給付企業年金制度を採用しています。退職給付引当金及び前払年金費用は、下表の数理計算上の仮定に基づいて算出されています。これらの仮定には、割引率、将来の予想昇給率、年金換算率・据置利率、自己都合退職率等が含まれています。これらの仮定には不確実性が存在するため、当社では仮定を設定する前に数理計算人によるアドバイスを受けています。

また、退職年金の過去勤務費用は発生時に費用処理する方法を採用し、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度より費用処理することとしています。

割引率 (%)	3.2%
将来の予想昇給率 (%)	2.1%
年金換算率・据置利率 (%)	3.2%
自己都合退職率 (%)	4.6%

なお、当事業年度末において認識すべき年金資産が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超過したため、前払年金費用として計上しています。

②翌年度の計算書類に与える影響

各数理計算上の仮定について、外部の年金数理人からの助言に基づき、経営者の最善の見積りと判断により決定しますが、将来の不確実な経済状況の変化によって影響を受けることから、見直しが必要となった場合、計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 修繕引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した修繕引当金の額

当事業年度末においては修繕引当金6,917百万円を計上しています。

(2) 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

①見積りの算出に用いた主な仮定

建築用ガラス事業部門、自動車用ガラス事業部門及び高機能ガラス事業部門で使用されるガラス溶融炉の定期修繕工事で見込まれる金額を修繕引当金として計上しています。過去の工事費用の実績を基礎として、工事内容および資材・人件費等の相場変動の影響も織り込み見積りを行っています。

②翌年度の計算書類に与える影響

当該見積りは、財務諸表作成時点において入手可能な情報に基づいているものの、資材・人件費等の相場変動の影響を受けることになるため、見直しが必要となった場合、計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

会計上の見積りの変更に関する注記

(修繕引当金)

当期において、設備の定期的な大規模修繕に係る物価上昇を考慮して修繕コストを見直した結果、修繕引当金の次回修繕見積金額を変更しております。

この結果、従来の方法によった場合と比較して、当事業年度の売上総利益が1,075百万円減少し、営業損失、経常損失、税引前当期純損失はそれぞれ1,075百万円増加しております。

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引

売上高	34,530百万円
仕入高	14,911百万円
営業取引以外の取引高	11,849百万円

2. 投資有価証券売却益

ENTEK Technology Holding(株)の株式売却に係るものです。

3. 関係会社株式売却益

2022年3月期に売却をした高機能ガラス事業部門に属していた日本板硝子コンパス株式会社の売却額の変動対価の確定によるものです。

4. 関係会社株式売却損

建築ガラス事業部門に属していたVietnam Float Glass Co., Ltd.の売却に係るものです。

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	36,922 株
A種種類株式	22,644 株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金損金算入限度超過額	299百万円
修繕引当金損金算入限度超過額	2,117百万円
貸倒引当金	6百万円
製品保証引当金	373百万円
資産除去債務	884百万円
棚卸資産に係る一時差異	401百万円
固定資産に係る一時差異	1,019百万円
有価証券評価損	8,206百万円
商品スワップ等評価損	2,945百万円
繰越欠損金	5,474百万円
その他	1,735百万円
繰延税金資産小計	23,459百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△5,474百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△16,685百万円
評価性引当額小計	△22,159百万円
繰延税金資産合計	1,300百万円

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	△282百万円
商品スワップ等評価益	△590百万円
固定資産(資産除去債務)	△493百万円
未収還付事業税等	△4百万円
退職給与引当金取崩超過額	△786百万円
繰延税金負債合計	△2,155百万円
繰延税金資産・負債の純額	△855百万円

※法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

※法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律(2025年法律第13号)」が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以降に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。この税率変更により、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の30.6%から、2026年4月1日以降に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については31.5%となります。

関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	日本板硝子ビルディングプロダクツ(株)	所有 直接 100%	当社製品の販売 役員の兼任	当社製品の販売 (注1)	16,530	売掛金	2,634
子会社	Malaysian Sheet Glass Sdn. Bhd.	所有 直接 100%	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付(純額) (注2)	△8,912	長期貸付金	10,367
				利息の受取	1,592	その他流動資産	226
子会社	NSG UK Enterprises Ltd.	所有 間接 100%	資金の援助 債務保証 役員の兼任	債務保証 (注3)	125,845	—	—
子会社	NSG Holding (Europe) Ltd.	所有 直接 100%	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付(純額) (注4)	△9,052	長期貸付金	52,724
				利息の受取	1,932	その他流動資産	5

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 日本板硝子ビルディングプロダクツ(株)に対する当社製品の販売については、市場価格、当社の製造原価等を勘案して、価格交渉のうえ決定しています。
- (注2) Malaysian Sheet Glass Sdn. Bhd.に対する資金の貸付に係る金利については、市場金利を勘案して決定しています。なお担保は受け入れていません。
- (注3) 債務保証は子会社の金融機関からの借入に対して行っているものであり、保証料は市場金利及び当該子会社の財政状態を勘案して徴収を決定しています。
- (注4) NSG Holding (Europe) Ltd.に対する資金の貸付に係る金利については、市場金利を勘案して決定しています。なお担保は受け入れていません。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 2,230.45 円
2. 1株当たり当期純損失金額 △21.18 円

追加情報に関する注記

当社は、2026年3月24日付の取締役会において、以下の点について決議を行いました。

- Apollo Global Management, Inc. 及びその子会社の関係会社が投資助言を行う投資ファンドが保有する特別目的会社である Lumina Japan Acquisition株式会社を割当先とする払込金額の総額約1,650億円の第三者割当による当社普通株式の発行（「本第三者割当」）を実施すること
- 2026年6月下旬開催予定の当社定時株主総会（「本定時株主総会」）に、本第三者割当の実施に必要な当社の発行可能株式総数の増加に係る定款の一部変更に係る議案等を付議すること
- 当社の株主を割当予定先のみとするために、当社普通株式 122,222,222 株を1株に併合し、割当予定先以外の当社株主に対し、株式併合前の当社普通株式1株当たり 500円の金銭を交付すること（「本株式併合」）について、本定時株主総会に付議すること

なお、本第三者割当の実行は、本定時株主総会における上記議案が全て承認可決されることを条件とします。また、本株式併合の効力発生は、本第三者割当が実行されることを条件とします。

上記の取締役会決議は、割当予定先が本第三者割当及びその後の本株式併合を経て当社を割当予定先の完全子会社とすること、及び本第三者割当の資金を英国子会社における既存借入金との返済と本株式併合の方法による少数株主への金銭交付に充当することを企図していること並びに当社普通株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものです。

サステナビリティへの取り組み

当社グループでは、NSGグループ経営指針「Our Vision」のもと、持続可能な社会、世界の実現を目指すにあたり、サステナビリティに関する基本的な取り組みの姿勢、方針を定めた「NSGグループ サステナビリティ基本方針」を取締役会において採択しています。

①気候変動への取り組み

気候変動への取り組みは、社会課題の解決、並びに当社グループの持続的成長の実現に向けた大きな経営課題であると認識しています。

当社グループは、当社事業所から直接および間接的に排出される温室効果ガス（スコープ1+スコープ2）、及びバリューチェーンから排出される温室効果ガス（スコープ3）を、2030年までに2018年対比で30%削減するという目標を設定しています。また、当社グループは、2050年のカーボンニュートラルの達成もコミットしています。これらの目標は、日本のガラス業界では初めて2022年5月にSBTi*により認定されました。実際の温暖化ガスの削減（スコープ1+スコープ2）は、2025年に2018年対比で約19%（速報値）の削減を達成しており、順調に推移しています。当社グループは、引き続き、代替燃料を用いた燃焼方法の開発、再生可能エネルギーの導入や、バリューチェーンにおけるCO₂削減活動を強化することで、今後も脱炭素化に向けた活動に力を入れていきます。

当社グループは2021年11月にTCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）提言に賛同を表明しており、当社ウェブサイトにおいて、TCFDが提言する開示フレームワークに沿って、気候シナリオ分析を用いた気候関連のリスクや機会を定量的に評価した結果を開示しています。

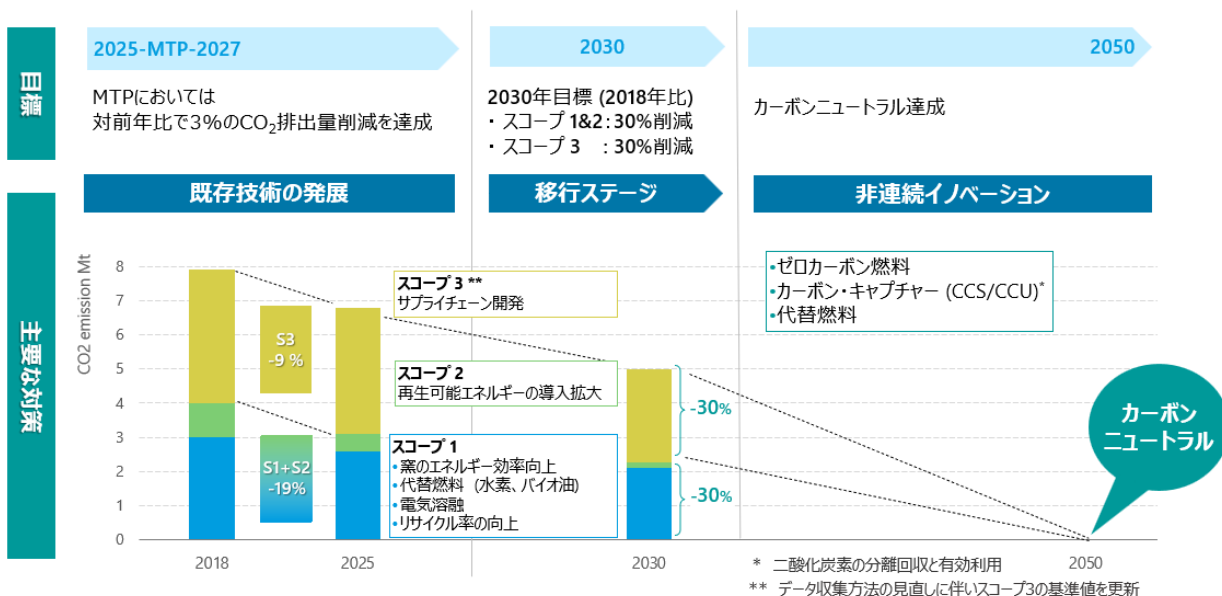
また、当社グループは、世界最高水準のLowカーボンガラス製品を欧州で販売するなど、製品による環境貢献にも力を入れています。それに加えて、当社の主力商品である太陽電池パネル用ガラスや断熱ガラスなどの拡販にも引き続き注力します。今後も、当社製品による脱炭素化への貢献に、積極的に取り組んでまいります。

当社の気候変動の取り組みは、今年初めてCDP**（気候）でAリスト入りするなど、外部から高く評価されています。

*SBT（Science Based Targets）：科学的知見と整合した温室効果ガスの削減目標

**CDP：企業の環境情報開示を評価する国際的なNGO

2050年カーボンニュートラル達成へのロードマップ



※本図は2025年の暫定データに基づいて作成しており、現在、限定的保証による検証の対象となっております。検証の結果によっては、内容が変更される可能性があります。

②人的資本及び多様性

当社グループは、社員一人ひとりが事業活動を通じて「成長」し、「働く喜び」を実感できる企業グループであり続けるために、企業文化の醸成、人事制度の整備、そして働きやすい職場環境の構築を「人的資本への投資」と位置付けています。そして、この投資の効果と効率性を最大化し、持続的な企業成長へとつなげていくことを「人的資本経営」として、グローバル全体で推進しています。

人事戦略としては、「シニアマネジメント層の強化とOne Teamとしての一体化」、「オープンで透明性の高い対話型の組織運営」、「リスクリングを含む成長機会の提供」、「多様性を源泉とするイノベーションの創出」、「グループとしての一体感を醸成するコミュニティ意識の強化」、「人材の確保・育成・採用につながる評価・報酬体系の整備」など、明確な方針と活動目標を設定し、着実に取り組んでいます。

また、全社員を対象に年1回実施している社員意識調査“Your Voice”をエンゲージメントの主要指標とし、調査結果を基に地域や組織ごとに改善活動を進め、企業風土の改革と社員の意欲向上を目指しています。

多様性、公平性、インクルージョン（DEI）に関しては、単に属性の多様化を進めるのではなく、「多様な人材が公平に成長機会を得て、それぞれの能力を最大限に発揮できる組織」を目指して取り組みを強化しています。具体的には、女性管理職比率、各地域・世代・国籍のバランス、障がい者雇用などを定期的にモニタリングし、継続的な改善に努めています。また、無意識のバイアスを減らす教育や、インクルーシブなリーダーシップ研修などを実施し、全社員が心理的安全性の高い職場で力を発揮できる環境づくりを推進しています。

③サプライチェーンへの取り組み

当社グループは、当社の価値観をサプライヤーと共有し、最高水準のサプライチェーンを通じたより良い地球と社会の実現を、サプライヤーと共に目指しています。「責任ある調達」を当社の重要課題と位置づけ、目標設定や進捗管理を行い、サステナブルなサプライチェーンに向けた取り組みを実施しています。

具体的には、環境・社会・ガバナンス・リスク管理等の各項目からなる「サプライヤー行動規範」の浸透率向上や、サプライヤーのサステナビリティ・パフォーマンスに対する評価向上を目標に掲げ、結果はこれまで順調に推移しています。

特に近年、サステナブルなサプライチェーンに対する様々なステークホルダーからの要求が高まっていることを受け、サステナビリティ委員会の下部組織として、サステナブル・サプライチェーン委員会を設けて積極的に活動しています。気候変動や労働・人権などサプライチェーン上における8つの優先課題を特定し、長期的に目指すべき姿を定めたサステナブル・サプライチェーン憲章を策定、サプライヤー業種別に課題を優先順位化した上で、優先順位の高いサプライヤーから憲章の浸透を図っています。また、サステナブル・サプライチェーンに関する外部評価機関であるEco Vadisのスコア改善を通じて、サプライヤーとのエンゲージメントを強化し目標達成に向けて取り組んでいます。当社グループは、これからもサプライヤーの皆様と共に、持続可能なサプライチェーンの構築に取り組んでまいります。

コーポレートガバナンスの状況

1. コーポレートガバナンスの基本方針

当社は、より良いコーポレートガバナンスの実現を経営上の重要課題と位置づけています。また、当社グループは、東京証券取引所の定めるコーポレートガバナンス・コードの諸原則の考え方を支持し、「NSGグループ コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定しています。同ガイドラインでは、当社のコーポレートガバナンスの基本方針・枠組を定め、同ガイドラインと異なる事項を実施する場合には、株主の皆様に対してその理由を合理的に説明することとしています。

<「NSGグループ コーポレートガバナンス・ガイドライン」の基本方針>

当社は、より良いコーポレートガバナンスの実現を経営上の重要課題と位置づけ、以下の事項を実施します。

(1) 体制

- a. 当社グループにおける究極親会社である日本板硝子株式会社は指名委員会等設置会社とし、当社は、取締役会のほか、指名委員会、監査委員会及び報酬委員会並びに執行役を置きます。
- b. 取締役会が、法令の定める範囲内で業務執行の意思決定を執行役に対して委任することにより、執行と監督の分離を促進し、経営の透明性を高め、その業務執行に対する監督機能を強化します。
- c. 財務報告に係る内部統制をはじめとする当社グループの内部統制システムを構築します。

(2) ステークホルダーコミュニケーション

- a. 当社グループを取り巻くステークホルダーの皆様（株主、顧客、従業員、サプライヤー、及び地域社会の皆様を含みます。）各々の立場から、最上位の会社と評価されるように努め、またステークホルダーの皆様と良好な関係を構築、維持、発展させてまいります。
- b. 法令に基づく場合はもとより、会社情報の開示にあたっては、その内容及び方法において適時、適切になされることを確実にし、当社グループ経営の透明性の維持及び不断の改善を図ってまいります。

(3) 行動準則

当社グループの法人、従業員等が従うべき行動準則として、「NSGグループ倫理規範」を定め、当規範の実施状況および内容について定期的にレビューします。

※「NSGグループ コーポレートガバナンス・ガイドライン」は当社ウェブサイトにて開示しております。詳細はこちらをご参照ください。

<https://www.nsg.co.jp/ja-jp/about-nsg/governance/corporate-governance>



2. コーポレートガバナンスの仕組み

当社は、指名委員会等設置会社であり、会社の機関として、取締役会、指名委員会、監査委員会及び報酬委員会の3委員会並びに執行役を設置しています。当社グループは、執行と監督の分離を促進し、独立社外取締役の役割を強化することにより、経営の透明性を高めるため、さまざまな工夫をしています。

例えば、「NSGグループ コーポレートガバナンス・ガイドライン」にて、取締役会を構成するメンバーの過半数は独立社外取締役で構成することを規定しています。また、取締役会議長と代表執行役社長兼CEOの役割は明確に区別され、仮に取締役会議長が独立社外取締役でない場合には、独立社外取締役の中から、独立社外取締役と経営陣等との連絡・調整及び連携、コーポレートガバナンスに関する事項について取締役会議長に対して助言、支援等の特定の役割を担う独立社外取締役が選定されます。さらに、コーポレートガバナンスやビジネスに関する事項等について、独立社外取締役のみで構成されるミーティングを適宜開催しています。また、取締役会においてカンパニーセクレタリーを選任し、取締役会及び取締役会が設置する各委員会の機能発揮に向けた支援を行います。

また、当社は、執行に関するものとして、経営会議、サステナビリティ委員会及び戦略的リスク委員会を設置しています。

3. 取締役会等実効性評価

当社は、取締役会並びに指名委員会、監査委員会及び報酬委員会の機能、実効性のさらなる向上に不断に取り組むため、2016年3月期から、取締役会及び各委員会(以下、「取締役会等」)の実効性について年度評価を行っています。

このプロセスを通じて、従前の重点実施事項の進捗状況を確認するとともに、新たに見出された課題のある場合は、これらを一体化した重点実施事項を改めて策定し、その進捗を定期的に監督することにより、取締役会全体の実効性を継続的に向上させていくことを目的としています。

また、このプロセスについては、その適確性及び独立性を担保する観点から、取締役会議長をリーダーとする独立社外取締役の主導、監督により進めております。

(1) 2026年3月期の重点実施事項に対する取り組み

2026年3月期の重点実施事項	2026年3月期の主な取り組み
「取締役会憲章」の更なる浸透に向けた取り組み ・議長による的確な取締役会リードと独立社外取締役間でのレビューの実施 ・新任取締役に対する「取締役会憲章」策定の意義・背景等の丁寧な共有	・実効性評価のアンケート・ヒアリングにて、「取締役会憲章」を踏まえた議長および各取締役の監督機能の発揮状況を確認 ・新任取締役の就任前に「取締役会憲章」を共有、就任時のプログラムで丁寧に説明
「経営上の重要課題」のモニタリング・議論強化に向けた取り組み ・的確なイニシアチブおよびモニタリング可能なKPI・マイルストーンの設定 ・重要課題に対する執行のオーナーシップの明確化 ・効果的な取締役会アジェンダの設定	・独立社外取締役にて「FY26経営上の重要課題」を特定 ・「経営上の重要課題」に対する重点施策とマイルストーンを社長CEOが取締役に提示 ・年間アジェンダに基づき、重点施策の進捗を担当執行役が取締役に報告、取締役会によるモニタリングを実施
当社取締役会構成・多様性のあり方に関する議論 ・独立社外取締役の任期を含めた、当社事業の構造や現状を踏まえた取締役会構成・多様性の議論	・指名委員会にて取締役会の構成・多様性、社外取締役の任期を踏まえた取締役サクセッションを確認・議論
より充実した取締役会議論に資する取締役会事務局の機能向上 ・取締役会資料およびプレゼンテーションの質向上 ・より効果的な事前説明の方法検討・実施 等	・取締役会とオフライン会議の位置づけを踏まえたアジェンダ設定 ・質疑応答や意見交換の時間を十分確保できるような議事運営、事前説明およびプレゼンテーションの改善を継続
執行役の選解任やサクセッションプラン、報酬に関するより実効的な議論 ・執行役(候補者)のパフォーマンス評価等、人事部門からの情報提供の充実 ・執行役選任プロセスの高度化に向けた議論の継続	・指名委員会にて執行役選任プロセスの高度化に向けた議論を実施 ・指名委員会、報酬委員会への執行役の人事情報の提供充実を継続

(注) オフライン会議とは公式の取締役会とは区別したオフラインでの会合を指します。

(2) 2026年3月期における取締役会等の実効性評価の実施プロセス

2026年3月期の年次評価については、全ての取締役に対し、取締役会事務局によるアンケート(4段階評価、自由記述)及びフォローアップヒアリングを通じた評価を行いました。すべての取締役に対し、取締役会及び各委員会の構成、運営状況、議題設定、審議の状況、取締役会憲章を踏まえた取締役会、取締役自身及び他の取締役の監督機能発揮状況、執行部とのコミュニケーション、今後さらに審議を深めていくべき重要課題等に関するアンケート及びヒアリングを行いました。

各取締役からなされた回答及び意見を基に独立社外取締役会議にて議論し、取締役会として取締役会及び各委員会の実効性を評価しました。(その評価結果及び2027年3月期の重点実施事項の詳細につきましては、2026年6月末に改訂予定のコーポレートガバナンス報告書にて開示する予定としております。)

引き続き、取締役会等のさらなる実効性向上に努めてまいります。

4. 取締役会憲章

当社は、各取締役が共通認識のもとで監督機能を発揮することを目的に、当社グループの現況に対応するために当社取締役会に必要な基本姿勢や期待事項等を定めた「取締役会憲章」を2024年5月に制定しました。

当社取締役会は「取締役会憲章」に基づき、各取締役が期待される監督機能と役割を十全に発揮するように努め、また、取締役候補者の選任プロセスや、取締役会等実効性評価においても、この憲章の趣旨への賛同、コミットの状況評価等、有効に活用してまいります。

取締役会憲章

〈基本姿勢〉

- ・当社グループの取締役会による監督は、経営陣が作成する経営目標の進捗確認（「モニタリング」）にとどまらず、経営陣との相互信頼を前提に経営の重要課題を能動的に特定し、経営陣と十分に連携しつつ、その解決に向けた方向付け及び監督と執行の分離を意識した適切な支援を行うもの（「能動的な監督（オーバーサイト）」）と位置付ける。

〈取締役会の期待事項〉

- ・中長期的な企業価値・持続的成長に重大な影響を与える課題を特定し、解決に向けて方向付けを行う
- ・経営上の重要課題として特定した事項への取組状況の定量的なモニタリングを定期的実施する。
- ・経営上のリスクとオポチュニティの全体像とその諸条件の変化を適時適切に踏まえ、将来の価値創造に向けた執行の果断な意思決定の後押しまたは牽制を行う。

〈取締役の期待事項〉

- ・本憲章の目的を果たすため、各取締役は、上記の基本姿勢と取締役会の期待事項に沿った監督機能を発揮するとともに、以下の各点を十分に意識し、職務に当たることが期待される
 - － 自らの専門知見・経験等を最大限に活かしつつ、重要課題及びその他の経営課題の全体を俯瞰し、リスペクトを持って建設的な意見を述べ、議論に積極的・双方向的に関わる
 - － 経営上のリスクとオポチュニティ及び時勢を適切に見極められるよう常時研鑽を心掛け、執行のリスクテイクに際しては、監督としての後押しの機能と牽制の機能のバランスを十分意識し、働きかける
 - － 経営陣との間で、監督と執行の分離に基づく緊張感を保ちながら、取締役会外でのコミュニケーション機会も活用し、相互尊重の精神に基づき適切な信頼関係の醸成を心掛ける

〈目指す取締役会カルチャー〉

- ・当社グループの経営指針（「Our Vision」）を踏まえ、中長期的な企業価値向上につながる経営課題の解決に向けた意思決定等を行うとともに、当社グループを取り巻くステークホルダーの共同価値拡大に寄与する、大局的な視点に立った議論を行える場とする。
- ・健全なコーポレートガバナンスは、監督と執行の相互信頼関係の上に成り立つものとし、取締役会内外のコミュニケーションの場を積極的に活用しながら、自由闊達・オープンで建設的な議論を行える環境を維持する。
- ・毎年の取締役会実効性評価の機会等を活用し、継続的に上記の期待事項および取締役会カルチャーの浸透を図る。